

「JR東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」  
に関する各委員からの意見

記

○梅内委員	1 ページ
○大畑委員	3 ページ
○岡本委員	5 ページ
○小栗委員	9 ページ
○籠橋委員	11 ページ
○瀬瀬委員	17 ページ
○杉本委員	25 ページ
○鈴木委員	29 ページ
○田中委員	41 ページ
○富田委員	43 ページ
○吉田委員	53 ページ



提出日 令和 6 年 2 月 1 日

## 「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 梅内

### 本旨・結論

1.盛土計画自体には反対はありません、しかしながら、安定計算の地震時の最小安全率を 1.008 より 1.100 に近づける事は可能なのか？既設の盛土を切削し、転圧する事によって安定係数の数値が変化するのであれば、1 町民からすれば安全に暮らしたいので、少しでも改善(数値が増える)のであればより安全な方法をして欲しいです。

**意見の根拠、理由など** ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1.

2.

3.

4.

**意見を裏付ける資料** ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

資料① 全 0 枚

資料② 全 0 枚

資料③ 全 0 枚

提出日 令和6年2月4日

## 「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 大畑孝二

### 本旨・結論

候補地 A 及び B を含む一帯は、ハナノキやシデコブシ等希少植物や小湿地帯、サシバやミゾゴイなどの生息する貴重な自然環境という認識は、第 5 回審議会において確認された。ただし、候補地 A まで埋め立てを認めない事は無理があるのではないかという意見があった。しかし、新町長は計画の白紙を掲げ当選し、審議会スタートの前提条件としても、JR 東海との約束事は一切ない、ゼロベースでの審議会とのことで委員を受諾した。町民にとって残土受け入れは何のメリットもなく、審議会後の JR 東海との交渉は、新町長にとってははじめてであり、まずは審議会で一致した貴重な自然環境を保全するという立場で交渉を願いたい。よって候補地 A 及び B ともに残土置き場にすべきではないと考える。

**意見の根拠、理由など** ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

#### 1. 町長の「ゼロベース、白紙に戻しての検討」という考えを尊重すべき

ゼロベース、白紙に戻して、地域住民に耳を傾け不安解消に努めるという町長のメッセージが、すでに多くの報道機関からニュースで流れており(資料①)、御嵩町民も、そうであることを前提に、この審議会の行方を見守っている。それなのに、途中で「候補地 A は買われてしまったので、方針を変えます」さらに「JR 東海にお金を出してもらって、一部の湿地は開発容認」では、町民の多くは納得いかないのではと思う。

候補地 A 及び B 含めエリア全体が残れば環境省の自然共生エリア等への登録も可能で、市民参加による里山や湿地管理、環境学習の場など環境モデル都市の御嵩町においては、有効活用のできる場所になる。

新町長になってはじめての JR 東海との交渉なのでまずは町にとって最も望ましい内容を答申し、それを支えに新町長には JR 東海との協議を行っていただきたい。

#### 2. 当審議会の役割は、諮問書にある通り、「方針を示す」ことであって、保全策や里山管理について議論する場ではない。

当審議会は、町長のゼロベースで検討するという事を受け、少なくとも私は委員を受けている。また、諮問内容は「今後、東海旅客鉄道株式会社との協議に臨む方針について貴審議会の意見を求めます。」(資料②)となっており、保全策や里山管理について意見を求めている。また、こうしたことが必要であれば別途専門家を含めて委員会を設置し検討すべきと考える。

なお、JR 東海の支援を受けるために候補地 A の埋め立てを容認する意見があるが、どのような整備をするかを検討するのが先である。ハナノキは天然更新をしており、すぐに手を入れないと絶滅してしまうという状況ではない。御嵩の森のような整備を行うなら費用が掛かるうえ、かえって希少種がいなくなる恐れもある。助成金制度などもあり JR 東海の支援ありきの考えは慎重に検討すべきと考える。地元町内会や地域の関心のある方々にいかに関わっていただくかを大切にすべきと考える。

### 3. 候補地 A は、サシバなど希少鳥類の重要な生息場所である

JR 東海の調査(資料③)によると候補地 A は、サシバ美佐野ペアの営巣中心域及び高利用域にほとんどが含まれ、ここが埋め立てられた場合には、繁殖をしなくなる可能性が非常に高い。また、候補地 A の開けた環境では町条例指定のヨタカやオオタカが確認(籠橋私信)され営巣や狩場として利用されている可能性がある。また、谷地形の環境ではミゾゴイが営巣する可能性もあり、候補地 A は、希少鳥類の重要な生息場所である。

#### 意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

- 資料①
- ・NHK ニュース 9 月 8 日 岐阜・御嵩町 リニア残土受け入れ白紙に  
<https://www3.nhk.or.jp/tokai-news/20230907/3000031615.html>
  - ・CBC テレビ 11 月 20 日  
リニア建設残土の処分場受け入れはいったん“白紙”に 初の審議会で町長は「ゼロベースで地元と対話」  
<https://www.youtube.com/watch?v=qeV2TWnm5Q8>  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/0497441ce6528e5ae040a431f69546fcd4dfb3e2>

資料② 諮問書

資料③ 「動植物の重要性に関わる調査結果」(審議会委員限定)

「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 岡本 秀範

本旨・結論

**[背景とまとめ]**

JR 東海の発生土の盛土計画に対しては、これまでの議論からも候補地 A、B ともに回避すべきだと考える。安全性に関しては第三者機関とされる高盛土委員会の他に住民側は技術的な評価手段を持たないため、一定程度の安全性は認めざるを得ないが、高盛土を受け入れて町民は「安心して暮らせる」(御嵩町環境基本条例の前文)ののだろうか、懸念は大きく残ったままだ。また、国際世論であり町希少野生生物保護条例の目的でもある生物多様性の確保に関しても計画の受け入れに見合う議論には至っていないと考える。JR 東海の自然環境調査は行われても、自然環境への悪影響と評価が具体的かつ客観的に明示されておらず、対策が大雑把であるのが現状だからだ。

候補地 A の扱いに関しては問題が残るが、以前述べたように本来、生物多様性保全と地域との共生で志向が一致するはずの町と JR 東海は、当候補地の保全で合意を図り、環境保全と創造に関する協定の締結に努力すべきだ。

ところで、「生物多様性ぎふ戦略」(以下、「ぎふ戦略」と略す)についてはこれまで言及がなかったので、ここで確認しておく。「ぎふ戦略」では、湧水湿地等の保全が明記され、<sup>(1)</sup>絶滅危惧種の保全の章では<sup>(2)</sup> 1 希少野生生物保護区の指定、2 公共事業における生物多様性配慮、3 絶滅に瀕している種の生息域外保全 の記述がある。そして「絶滅危惧種については、現に生息している場所で保全することがまず重要」と述べられている。このように、「ぎふ戦略」の上からも、当リニア発生土置き場計画は回避されるべきである。

**[意見 1: 環境影響の回避]**

以前の議論で指摘した通り、候補地 A、B を含む重要湿地一帯のエリアは重要な湿地エコシステムを有しており、その維持が地域全体の環境に寄与している。慎重な対応が求められる中、盛土計画において以下の重要な項目の各々の直接的および潜在的な影響、および現状維持のための計画について徹底的に検証することが不可欠だ。しかし、明確な情報がなく、懸念せざるを得ない。と

りわけ、影響についてはそれに対する保全策と評価が透明性をもって行われる必要があるので極めて重要だ。例えば、ハナノキへの影響に関して、伐採計画の説明がないが、さらにその計画実施と影響、それに対応する移植や播種の手法との関係についても情報が無い。また、この方法については、指摘がいくつもあったように困難で代償措置として不十分とされている。<sup>(3)</sup>その上での採用であるからには、計画の評価のために影響と対策に一貫した説明が不可欠であろう。

- (1) 盛土計画が湿地植生に及ぼす具体的な影響
- (2) 生態系や野生動植物への影響
- (3) 当ハナノキ湿地群の水循環や水質に対する影響
- (4) 今ある湿地の保全のための具体的な手段と計画

## [意見 2: 近い将来の保全計画]

### 保全と保全活動

動植物、およびその生態的基盤である湿地の保全に関しては、当湿地群を先ずは現状のまま保全すべきと考えるが、その保全と近い将来の保全活動計画の検討は別の問題だ。また、基本的に JR 東海の保全活動計画への関与についても別途に考えるべき問題だ。

### 保全計画

置き場計画の決着後は基本的に町と町民協働による湿地再生と保全のために、有識者の協力を得るとともに先行例を調査して、調査・保全作業等活動の計画を先ず、中長期目標と3か年基本計画などとして策定し、当該年度計画を決めればよい。予算という話もあったが、身の丈に合った計画実施で良いではないか。

### 岐阜県と町

県の保護区指定には県レッドリストの絶滅危惧 I 類から指定された希少種が第一の条件でハナノキは対象外とはなるが、「ぎふ戦略」の考え方を踏まえた市町村の生物多様性保全の取組みへの補助金交付制度があり、町として活用すべきだ。なお県の保護区指定には「個体数と面積は屈指で、毎年安定して開花する大木が多」く<sup>(4)</sup>希少で「我が国屈指の規模を誇る」自生地<sup>(5)</sup>である当湿地群の特性を町は粘り強く訴えて取り組んでいただきたい。

[意見 3: 代替案の検討と住民の懸念の解消]

**地元との協力**

町は代替地の検討も含め、地域住民の意見を尊重し、対話を重ねることが重要だ。計画の透明性を高め、懸念に真摯に向き合い、共感を得ることで、持続可能な解決策を見つけるべきだ。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

注)

(1)「岐阜県の生物多様性を考える」 — 生物多様性ぎふ戦略の構築 — 第2部 目標と施策 p.27

生物多様性ぎふ戦略 - 岐阜県公式ホームページ(環境生活政策課)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8281.html>

(2) 同上 第2部 目標と施策 p.31,32

(3) リニア工事で懸念の南アルプスの自然 希少植物の多くは移植で育たず

朝日新聞 2023 年 12 月 23 日

(4) 富田啓介愛知学院大准教授の重要湿地の保全に関する勉強会での説明より。 湿地保全と整合し

ない 専門家指摘 御嵩町のリニア残土処理 朝日新聞 2023 年 2 月 6 日

(5) WWF ジャパン 岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明 2023 年 12 月 20 日

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

資料① 全 枚

資料② 全 枚

資料③ 全 枚



## 「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 小栗 幸弘

### 本旨・結論

この審議会の答申は、政治的な背景をうかがうような答申をすべきではありません。

#### (I) 基本的な姿勢

JR 東海の盛土計画(候補地 A・B)に反対します。

トンネル残土置き場としてしまえば、重要湿地の保護は不可能です。  
移植や播種は、事前に実証実験をし、確実に生育するかどうかを確認することが必要です。  
移植・播種を試みたが、枯れてしまえば希少種を失います。  
また希少種の野鳥(サシバ、ミゾゴイ等)は埋立てで餌場、営巣地を失い、保護は不可能です。  
だから私は埋立てに「反対」です。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1. 私は地元「上之郷地区住民代表」として選出して頂いた審議員です。
2. 候補地 A の北側には次月自治会の住民が暮らしています。このご家族が末永く安心して生活できるようにするためには、候補地 A を盛土で埋めないことです。  
第 4 回審議会で「一定の安全性を認める」としましたが、これは埋立て直後の「物理的な安全性」であり、巨大地震、集中豪雨が将来にわたって何度も繰り返された時、それでも安全と言えるでしょうか？また土壌試験については関係指針に準じて試験を実施しているとはいえ、大変雑把な試験という印象はぬぐえず、可児川下流域に暮らす住民にとって安心できるものではありません。
3. 候補地 A が JR 東海の私有地になったいま、御嵩町は「法的制限ができない」としていますが、ならば別途候補地を早急に探し、候補地 A と交換し、可児川流域に暮らす御嵩町民が末永く安心して暮らせるよう事務局には更なる努力を求めます。県・JR 東海に対し新たな候補地の情報提供を望みます。
4. また候補地 A・B は環境省が「重要湿地 633」に選定した地域に含まれ、第 5 回審議会でもその重要性が確認されました。数多くの希少種生物が生息するエリアで、リニアトンネル残土埋め立てれば、重要湿地の保全と両立することは出来ません。  
御嵩町は地元自治会からの要望書、地元団体の決議書のほか、下記自然保護団体からの要望書、意見書に真摯に向き合い、重要湿地を保護する政策に取り組むことを要望します。第 5 回審議会において専門家から「笹竹の繁殖も見られず管理しやすい土地。保護政策に大きな費用は発生しないだろう」との意見も出ています。地元住民の協力を得ながら保全管理をすれば、重要湿地保全管理に JR 東海の協力を仰ぐ必要はないと考えます。  
①日本生態学会(2023.3.27) ②日本弁護士連合会(2023.5.12)  
③日本野鳥の会(2023.8.3) ④ラムサールネットワーク日本(2023.10.6)  
⑤WWF ジャパン(2023.12.20)

(Ⅱ)どうしても候補地 A を埋立てる・・・ということになれば

JR 東海が(上場企業としての品格を捨て)世論・学会の反対を押し切って「候補地 A を健全土で埋立てる」とするならば、下記の点を考慮されることを要望する。

- 1) 試験精度を上げ、可児川流域の住民が安心できるよう「健全土」・「要対策土」をしっかりと識別すること。
- 2) 「候補地 A」と「ため池」との間に「コンクリート壁(土留め壁)」を造り、今後繰り返される「地震・豪雨」や花崗岩の風化によってできる「真砂土」から可児川流域を守る対策をとること。
- 3) ハナノキ・シデコブシは1本たりとも伐採してはならない。希少生物の生育範囲はコンクリート壁で囲み保護すること。
- 4) 工事中も工事後も、住民が候補地 A の状況をいつでも確認できるよう、全周に歩道をつくること。
- 5) 御嵩町は頻繁に現場を確認し、異常があれば早急に JR 東海と連絡を取り、迅速な対応を図ること。

なお希少種が多く生育する候補地 B の埋立ては認められない。

地元住民として切に願うことは、

- ①重要湿地エリア(押山川～木屋洞川間)を埋立て候補地から外し、
- ②御嵩町は JR 東海に協力し、早急に御嵩町内あるいは町外の搬出先を探し、
- ③候補地 A と交換あるいは JR 東海から買い上げて、重要湿地を保全する政策をとっていただくことです。

## 「JRの盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 籠橋まゆみ

### 本旨・結論

1, 2015 年 2 月、JRから希少種情報の提供を求められました。

希少種の保全のためという理由でしたので以下のような情報提供をいたしました。

- ① 絶滅危惧種ハナノキの群生地があり、これを潰したら御嵩町内には替わる場所が無いこと  
(美佐野ハナノキ自生地の 2015 年時の分布図、本数及び位置情報を提供)
- ② 絶滅が危惧されるサシバが3つがいくらいいること  
(サシバ西ペアの営巣木位置情報を提供)
- ③ 国際的な絶滅危惧種ミゾゴイの生息地の可能性が高いこと  
(ミゾゴイ木屋洞川営巣木の位置情報を提供)
- ④ ハナノキだけでなくシデコブシやミカワバイケイソウ、カザグルマ、クロミノニシゴリなど東海丘陵要素とよばれる東海地方の固有種やそれに準ずる種の宝庫であり、湿地帯であること  
(2015 年時の主な希少種の分布図を提供)

・この情報提供を参考に 2015 年 4 月から 1 年間、生物調査を行い、残土処分場の「適地」か「不適地」かを判断すると説明を受けました。

・また、生物調査終了後には「報告会」を行うと説明されました。

・「報告会」は、9 年経った現在もなぜか行われず、前回の審議会で提供された2022年度の希少種情報で報告会の替わりとすると説明されたのです。

・適地と判断された経緯、「報告会」が行われなかった理由について、

また、「ハナノキを何本伐採するのか？」との質問にもお答えいただいております。

このような経緯の中で、土地を取得したので「JR の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか？」と問われても、返答出来ません。

9年の長きにわたり生物調査を行ってきたJR東海に対し、この地に固執し、「適地」と判断される理由について、納得のいく説明を求めるのが先決であると思います。

2, JR の示された保全計画には、希少種個々の保全策が挙げられていました。

植物ではハナノキ、シデコブシ、カキノハグサ、ヒメコヌカグサの 4 種が対象種と説明されました。

ミゾゴイやヨタカは近くに似たような環境があるため保全種としない旨説明がありましたが、どこにそのような環境があるのか？納得できませんでした。

特にミゾゴイについては 2015 年時、情報提供を受け、営巣木を確認し、生息確認もされています。次

の年度に鳴き声確認が出来なかったとして早々重要対象種から除外されましたが、2014～2023 までに美佐野地内 4ヶ所で営巣木が見つかっています。特に 2022 巣はこの年新しく作られた巣でした。早々、調査を打ち切られたことが間違っていたと思います。

レッドリスト種は大切ですが、減少する種の数合わせではなく、それらの生きている環境が今や絶滅寸を前で、多様なタイプの生態系を残して欲しいと要望いたします。

・生物多様性の保全は、個人の希望ではなく国の施策です。

平成 22 年 6 月に施行された「生物多様性基本法」で、

「国は生物種の多様性の保全を図るため、生息環境の保全、捕獲等の規制、その他の必要な措置を講ずるものとする」

「地方公共団体は国の施策に準ずる施策を実施するものとする」と定められています。

美佐野の盛土計画予定地は、ハナノキ、シデコブシ、ミカワバイケイソウが林立する湿地帯で、ヒメタ  
イコウチやアカハライモリ、アズマヒキガエルやタゴガエル、ギフチョウやカブトムシ、トンボ類など昆虫や  
両生は虫類の種類も多いことが判明しています。

主に両性は虫類を主食とするサシバの営巣木が 2008 年来合計7ヶ所で確認され、水生生物や昆虫を  
食するミゾゴイの営巣木が 2014 年来 4ヶ所で見つかっています。

2020 にはハチクマの営巣もほぼ確実でしたし、御嵩町指定希少種のヨタカをはじめ、サンコウチョウ  
やサンショウクイ、オオルリ、クロツグミなど多くの夏鳥の営巣地でもあります。見晴らしの良い真多羅溜  
池～調整池周辺にかけては一年中を通して、オオタカの採餌場となっています。

また冬季には、ベニマシコ、マヒワ、ヒレンジャクの群れが飛来し、池では今年もオシドリが 100 羽近く  
観察されています。

フクロウやオオコノハズクの生息も確認されていますし、一度だけですがヤマセミも木屋洞川を遡って  
きたことがあります。

ニホンリスやムササビの生息地でもあります。

・御嵩町のどこにこれに匹敵する自然環境、生態系が残されているのでしょうか？

お示し頂きたいと思います。

生態系は複雑に絡み合い、繋がっていて、豊かな水、おいしい空気、安全な農産物など、我々人間も  
自然からの恩恵を受けて暮らしており、無関係ではありません。

現時点で多くの生物の生育、生息が認められる地域の生態系を破壊する残土処分計画は「国策」の名  
の下に推進されるリニア中央新幹線計画の汚点となる計画で有り、立ち止まって見直すことが解決の近  
道であると思います。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1.

2.

3.

4.

**意見を裏付ける資料** ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。  
※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示  
してください。

資料① 全 枚

資料② 全 枚

資料③ 全 枚







「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 瀬瀬久美

本旨・結論

- 1 盛土計画を審議するためには、事前に JR 東海の考え方を確認すべきである
  - ・美佐野ハナノキ湿地群の保全について、JR 東海は環境影響評価方法書、同準備書及び令和 4 年度事後調査報告書で見解を示している。このような中、重要湿地を建設発生土で盛土すれば明らかに消滅してしまうことになる。JR 東海は環境保全に積極的に取り組んできており、盛土計画を進めようとするれば様々な方面に影響を及ぼしかねないことから、計画を進めたいとする理由を説明することが企業としての社会的責任を果すことになる。
  - ・JR 東海は責任ある立場の人(部長以上)が審議会に出席していただき、リニア早期開通と美佐野地区の環境保全の思いを聞かせていただきたい。
- 2 審議会の性格や位置づけからすれば、諮問に対して未来志向で毅然と審議しなければならない。
  - ・町は令和 5 年 3 月町議会一般質問で美佐野ハナノキ湿地群のエリアは、「押山川と 木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地であるとの認識は、フォーラムでお示したとおりであると」答弁している。
  - ・また、令和 4 年 12 月町議会一般質問で「生物多様性の確保と自然環境の保全のため、環境負荷の低減と適切な環境配慮を求める環境基本条例と、重要湿地の選定の趣旨から、これらの保全措置を確実に履行してもらうのが御嵩町の立場である。」と答弁している。これが町の重要湿地に対する方向性と理解できる。
- 3 上之郷地区リニアトンネル残土を考える会の基本的な考え方は、「最優先すべきは人命」
  - ・重要湿地の保全は世界各国が今日的な課題として人々の生活と深く関わっていることは承知しているが、地元住民として最優先すべきは人命である。

【盛土計画の範囲】

4. 候補地 B 及びその周辺の町有地は、現状のまま保全する
  - ・重要湿地選定の趣旨と保全に対する配慮からすれば、町有地である候補地 B 及びその周辺は現状のまま保全すべきである。
  - ・町有地北側(可児川側)の木屋洞川沿いの集水域山林は現状のまま保全すべきである。
5. 候補地 A の社有地は JR 東海の判断によるが、ハナノキ湿地群は保全するのが望ましい
  - ・JR 東海の責任ある立場の人(部長以上)が建設発生土処分をこの地にする明確な説明をしていただかないと、有識者、環境団体及び関係者等から注目されている事案であることから、審議会とし

て安易に盛土のお墨付きを与えてはならない。また、今後の JR 東海との協議において、誤ったメッセージを送ることになる。

・社有地のため盛土をすることについては JR 東海の判断によるが、重要湿地を消滅させることについての様々なリスク(第 4 回資料)や批判については、JR 東海が前面に立って丁寧に説明していかなくてはならない。また、決して審議会が JR 東海の隠れみのにされない答申とする。

・候補地 A の東側(押山川側)の町有地は、交渉のカードとする。

#### 6 候補地 A、B 以外について

・候補地 A の直下に民家があり、土砂崩壊や土砂ダムが危惧されることから可児川沿いは最小限にとどめる。

・候補地 A の東側(押山川側)については、有識者の判断を支持する。

#### 7 美佐野以外に搬出することは無責任ではない

・発生土 90 万 m<sup>3</sup> の行政区発生土量 御嵩町 50 万 m<sup>3</sup>・瑞浪市 31 万 m<sup>3</sup>・可児市 9 万 m<sup>3</sup>

・県リニア中央新幹線建設発生土活用連絡調整会議を設置しているので、正に期成同盟会で連携を図り有効活用と環境保全を両立させる絶好の機会である。

・JR 東海は排出者責任があることを認識し、平成 23 年 5 月 20 日にリニア営業主体と建設主体に指名されたことを重く受け止めて対応すべきである。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1. 日本は生物多様性条約締約国として批准する立場にあることから、重要湿地の保全は日本の一企業でなく国としての姿勢を問われることになる。したがって、JR 東海は美佐野ハナノキ湿地群を建設発生土で埋めてしまうことについて、大義、正当性、合理的な理由などを明確にしなければ、世界の 196 の国と地域に誤ったメッセージを送ることになり、決して国益につながらない。

2. 別紙資料を参照 町議会一般質問答弁抜粋 1 枚

3. ■審議会委員推薦依頼 別紙資料を参照 1 枚

・令和 5 年 10 月 3 日付で町からリニアトンネル残土を考える会に御嵩町リニア発生土置き場計画審議会委員の推薦依頼があり、「置き場計画に対する地元意見を出していただくため、上之郷地区在住の方を 1 人推薦いただきたい」との内容であった。したがって、発言に何ら制約を受けないものではない。

#### ■盛土に係る想定外の事案

・第 4 回審議会の盛土の安全性について、設計に問題ない、高盛土委員会が評価・検討した結果を信頼すべきとのご意見を伺いました。その通りだと思いますが、現実的にその考え方が通用しない事案が 2011 年に国道 21 号で道路本体が崩壊し数カ月間通行止めとなる災害が発生

生

している。

国交省では道路崩壊に関する国道 21 号御嵩町次月地区災害調査検討委員会の検証では、過去の点検で異常が認められないにも拘らず発生したメカニズムについて、土質がマサドで谷埋め盛土であるとしている。この検討委員会で取りまとめに尽力された八嶋教授が、今回の高盛土検討委員会においても取りまとめられたと第 4 回審議会で報告がございましたので心強く思いますが、リニア高盛土計画に国道 21 号の被災要因を回避するためにどのような工夫がなされているか関心を持っています。

また、国交省はこの地域が降雨に弱い地域であることから、連続降雨量 100mm で国道を通行止めとする措置を取っている。

■土砂災害警戒区域、高盛土検討委員会設置、候補地 A の比較

	高低差	斜面の角度	その他の要件
土砂災害警戒区域の指定要件	5m 以上	30 度以上	生命又は身体に危害のおそれ
高盛土検討委員会の設置	15m 以上		
候補地 A	<u>85m</u>	<u>29 度を基本</u>	民家あり

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

- 資料① No2 関係 全 1 枚
- 資料② No3 関係 全 1 枚
- 資料③ 全 枚



## 令和4年12月御嵩町議会会議録抜粋(一般質問)

### ■重要湿地保全に対する御嵩町の立場について

町長（渡邊公夫君）

重要湿地に選定されている沖ノ洞、上ノ洞、大湫、前沢湿地など、湧水湿地が多数存在しております。土岐砂礫層の分布しているところは湿地が多いということであろうかと思えます。地質を含め現状の把握を確実にやっていくということは必ずしていきたいというふうに思っております。

また、地下水への影響、これが最小限、ないとは言いきれませんが、最小限になるよう十分な調査、予測を行い、必要に応じて保全措置を講じるということであり、知事の見解について、私は異なるものとは思ってはおおりません。環境基本条例に触れられましたが、この条例もオール・オア・ナッシングの話ではないつくりになっております。人の活動により環境に加えられる影響が、環境の保全と創造への支障と原因になることを危惧しております。それに対して極力少なくしていく、条例の中ではそううたっています。

J Rからは、主なハナノキ群生地は計画地から避けて重要湿地そのものを守ること、避けられない湿地に生息するハナノキ等の動植物の重要種は、幼木の移植や移替え等で種の保存・保全を措置していくとの回答も受けています。

生物多様性の確保と自然環境の保全のため、環境負荷の低減と適切な環境配慮を求める条例と重要湿地の選定の趣旨からいって、これら保全措置を確実に履行してもらうのが御嵩町の立場であります。

## 令和5年3月御嵩町議会会議録抜粋(一般質問)

### ■美佐野ハナノキ湿地群のエリアについて

企画調整担当参事（田中克典君）

その後、令和4年になってJ R東海から置場計画の具体的提案がございましたので、改めて同年8月から10月に環境省へ確認したところ、具体的な位置は明示できないが、美佐野ハナノキ湿地群が重要湿地の中の「など」の記述に含まれること、選定理由に上げたハナノキやシデコブシ等の湿地林構成種が集中的に分布する場所と捉えるとよいことが示されました。また、同年12月、当時環境省への情報提供に関与されました有識者からの御見解を伺い、押山川と木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地であるとの認識は、フォーラムでお示ししたとおりでございます。



御企リ 第7号の4  
令和5年10月3日

上之郷地区リニアトンネル残土を考える会  
会長 瀬瀬 健史 様

御嵩町長 渡辺 幸伸

### 「御嵩町リニア発生土置き場計画審議会」委員の推薦依頼について

清秋の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、御嵩町行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、御嵩町リニア発生土置き場計画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置し、JR東海が町内に計画しているリニア発生土置き場について、反対や懸念、対策に係る評価等を多方面から集約し、JR東海との協議にかかる合意点を整理した上で、JR東海との協議に臨んでいく方針です。

つきましては、置き場計画に対する地元意見を出していただくため、当審議会委員の推薦をお願いしたく、ご連絡を差し上げた次第です。

貴会の上之郷地区在住の方を1人ご推薦いただきたく存じます。

何卒、当審議会の趣旨をご理解いただき、格別のご配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

### 記

名称 御嵩町リニア発生土置き場計画審議会  
任期 委嘱の日から審議が終了する日まで

<本件に関するお問い合わせ>

御嵩町 総務部 企画課 リニア対策係	
担当	澤田・祖父江（内線 2219・2220）
TEL:0574-67-2111 FAX:0574-67-1999	
E-mail linear@town.mitake.lg.jp	

委嘱要領

- 1 会議名称：御嵩町リニア発生土置き場計画審議会
- 2 業務内容：J R東海が御嵩町内に計画しているリニア発生土置き場の安全性について、反対や懸念、対策に係る評価等を多方面から集約し、J R東海との協議にかかる合意点を整理するためご審議いただきます。置き場計画に対する地元意見をいただきたく存じます。
- 3 会議回数：令和5年度内に審議会を7回程度の開催を予定している他、必要に応じて現地確認、ヒアリング等をしていただきます。
- 4 開催地：岐阜県可児郡御嵩町
- 5 報酬及び費用弁償：
  - ・報酬 日額 5,500 円 半日額 3,600 円  
御嵩町各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則に基づき定額をお支払いします。
  - ・旅費 旅客運賃、車賃  
御嵩町職員等の旅費に関する条例に基づきお支払いします。

答申とりまとめに関する意見

委員名 杉本裕明

本旨・結論

1 第3回で候補地Bに搬入予定の「要対策土」、第4回で盛土の安全性、第5回で希少野生生物の保全策について審議し、意見が出尽くした感がある。町に答申のたたき台を提出してもらい、それをもとにしてとりまとめを行っていただきたい。

2 審議会では、要対策土と健全土の扱いについて、要対策土は受け入れないことで一致。健全土は、盛土の安全性(安定性)は条件付き(住民の不安解消のためにJR東海が説明すること等を条件)で認めるが、希少野生生物の保全を巡り、A、Bともに健全土の持ち込みを認めないという意見(a)と、さらなる希少野生生物の保全を求めるとの条件付で候補地への搬入を認める意見(b)に分かれた。

aは、第5回に町が提出したJR東海と町の協議に当たって想定される課題と制約条件の大半を満たしておらず、方針の一つとして答申に反映することは不可能である。理由は、aを主張する委員から、裏付けとなる具体的な調査データが提出されず、一般的な理念を述べるに留まっている。一委員のみハナノキ自生地を中心とする独自調査を行っており評価できるが、aの根拠となる地域全体の調査ではない。

bの意見には、Aの盛土は認めるが、Bは認めないという意見もある。しかし、候補地Aは、(1)JR東海の所有地であり、「お願い」に留まらざるを得ない。Bを認めないと健全土28万立米はAに持ち込むことになり、それが可能かどうか、審議会には判断する材料を持ち合わせていない。28万立米の代替地を探すとの手法もあるが、JR東海に代替地探しを押しつける形になり、実現可能性は未知数・不透明。審議会として責任の持てない主張であり、答申の方針にはふさわしくないと考える。

3 よって答申の方針は、bの意見を採用し、パターン化しない。具体的には▼要対土は搬入しない。▼健全土の盛土は、住民の不安解消に取り組むことなどを前提に、受け入れを容認・受理することを方針として明記する。

その上で幾つかの具体的な提案を行うべきである。▼要対策土22万立米を搬入しないことで全体の埋め立て量が24%減少することや、A・Bの工法・レイアウトの改善などにより、保全区域の拡大が見込める。これを根拠に、可能な限りハナノキなど希少野生生物の集中する区域で、より高度な保全策の検討・実行を求める。▼災害を不安視する近隣住民のために、町とJR東海の安全協定の締結、町、下流住民、JR東海による盛土安全委員会の設置、事後モニタリングの継続等、具体的措置を求める。▼希少野生生物保全案としてオフセットなど世界の潮流となっている改善策を例示する。▼猛禽類は既存の種にミゾゴイも加えた調査を継続し、町や住民に情報を提供する。

4 湿地の保全策として未来を見据えた方策を提案する。例えば、JR東海、町、住民による「湿地保全・再生協議会」(仮称)を設置し、一体的に湿地の保全と管理・利用(ワイズユース)に取り組むことなどがあげられる。

#### 意見の根拠、理由など

(1)、希少野生生物の保全策について、審議会に新しいデータも提供されていない。例えば、湿地と野鳥についても、JR東海以上の現地データを示す発言はなく、審議を続けても新たな知見が出る可能性がない。

A、B共に健全土を入れるべきではないとする意見が数人から出ているが、それを実現する具体案が示されていない。それに対し、9人の委員が要望して実現した筑波大学の佐伯准教授は、専門家としての「あるべき論」で回答する中で、審議会に具体的な保全策を提案している。

質問事項2、「ハナノキを保全していく上で重要なことは何ですか」など、ハナノキの保全策を問う質問に対し、その手法を以下のように提示している。

「美佐野ハナノキ湿地群の保全手法については、様々な選択肢が考えられます。具体的の方針については、動植物の生息状況、水質や土壌などの特徴、地域の人々の意見や体制などに基づいて検討する必要がありますが、生物多様性の保全や、地域資源としての活用を主目的とするのであれば、①開発の対象とならないよう保護地域（もしくはそれに準ずる枠組）の指定を行うこと、②動植物の生育・生息状況や、水環境などについて調査を実施し、その特徴を把握すること、③市民に広く、美佐野の湿地群の価値を紹介し、環境教育や地域学習の場などとして活用すること、などが考えられます」

1 について、これは、御嵩町希少野生生物保護条例（2006年）に基づく保護区域の指定が該当すると思われるが、条例は第7条で「関係者の所有権その他の財産権を尊重する」。第15条2項で「保護区を指定しようとする時は、あらかじめ指定をしようとする区域内の土地の所有者又は占有者の同意を得なければならない」とあり、JR東海の所有地に条例を適用するのは不可能である。

この指定を巡っては、2023年3月8日の町議会の質問で、岡本隆子議員が、町に盛土計画のある土地を保護区域に指定するよう求める質問をしている。町側（田中参事）が条例の条文を解説し、困難であることを説明しており、JR東海が翻意しない限り不可能であることがわかるはずである。一方、②③は、今後の町とJR東海の課題として、答申に盛り込むことは充分可能だと考える。

(2)、aの意見は具体的な調査を行った上で発したものでなく、理念を述べたにすぎないと解釈せざるを得ない。第5回に町事務局が審議会に示した候補地Aの制約条件を何一つ満たしておらず、答申に盛り込むことは難しいと考える。

この案だと、土地を所有するJR東海の「私権」に介入することになり、これを持って、町がJR東海との協議の入り口に立つことすら不可能となる。aを唱える委員らがこの主張を押し通すには、委員らが自ら代替地を探し、地主の了解を取り付けることが求められる。委員らがそれを行った形跡はない。

(3)、候補地Bは、町がイニシアチブを取って協議しやすい町有地。候補地AはJR東海の所有地。さらに町が2015年から2023年まで両地区を盛土の候補地として誘致し続けてきたことなど、第5回審議会に町事務局が提出した候補地Aの制約条件が多数ある。

候補地Bに健全土を受け入れないとなった場合は、28万立米の行き先は候補地Aとならざるを得ない。工法やレイアウトの変更によって受け入れる健全土量を増やすことは可能だが、中央近くから南に向かい自生するハナノキ群を保全すると、逆に受入量が減るという問題が浮上する。

このように、AとBの扱いには様々な要素が絡み合い、「多元連立方程式」を解くようなものである。このような問題点をクリアできる見通しもなく、答申の方針に単純なパターン化を記述することは、かえって町長の協議の場での選択の幅を狭めることになりかねない。

AとBとの健全土の負担割合、どの範囲で希少野生生物の生息場所を守るか、正確な線引きを行うことは、専門家のいない審議会では不可能である。複数の専門家の意見を聴き、JR東海が受け入れ実施するという環境アセスメントの手続きを基本とし、今後の町とJR東海との協議の中で、JR東海の保全策実施について、計画から実施までのプロセスに町が関与できる仕組み——例えば「湿地保全・再生協議会」といったようなもの——をつくり、JRと町、地域住民、専門家が湿地の管理・運営を行うことが重要だと考える。

そのためには、美佐野ハナノキ湿地群や前沢湿地群などの湿地保全のために、口だけでなく、自ら労力を提供する住民組織の存在が前提となる。「環境基本条例」「環境記述の多い町史」「希少野生生物保護条例」という建前に留まらないこうした活動こそが、本当の「御嵩町の誇り」となるのではないか。

最後に、審議会が出た意見の傾向について感想を述べる。昨年末、経産省の元官僚で経産大臣に就任した斎藤健さんは、幹部職員への年頭あいさつで、次のようなことを言った。「アリバイづくりの仕事は率先してやめよ」（註1）。

御嵩町の審議会では、実現可能性を考えず、あるべき論を主張し続けたり、JR東海や町当局の批判・非難と受け取られかねない意見が散見される。審議会でも反対意見を述べるのが、自己目的化しているように思える。

反対のための反対でなく、どうやってより良い解決策を見いだしていくか。集団を成（な）して大勢という数の力に頼ることなく、状況を冷静に見つめ、自分の頭で考え、よりよい案を練り込んでゆく。そんな姿勢による前向きな意見が少なかったのは、残念としかいいようがない。

註1 朝日新聞2024年2月1日夕刊7面「取材考記」。



提出日 令和6年2月3日

## (第6回リニア審議会)

## 「JR東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 鈴木 秀和

## 本旨・結論

1. 候補地 A、B を含む押山川と木屋洞川の間は、箆橋委員の長年の調査から、湿地が広範囲に存在し、希少動植物の宝庫であり、このエリアの環境を守ることの重要性については、前回審議会において確認をしました。

(添付①、②:湿地、希少種分布図に候補地 A,B 位置等を追記した資料参照)

2. 重要湿地だからと言って開発を制限する法的規制は無いものの、無制限に許されるものではなく、必要部分に限り、できる限り保全すべきであると思います。

3. また、盛土から下流側に住む住民にすれば、計算で安全性が確認されたとは言え、万一の場合の不安は拭えない、命の問題です。一委員の立場で、安易に盛土を受け入れる、容認する、とは言えません。

従って、**発生土置き場の盛土計画は、A,B ともに回避願いたい。**

4. しかし、その他の状況、特に候補地 A は、JR 東海がほぼ買収済で、JR 東海の所有地です。「適正な手続きを経て認可されれば、計画を止めることはできない。」等の事務局からの説明を受ければ、回避は難しく、安全を強化する対策、安全性について納得が得られるように更なる説明をお願いしたい、との意見を付けて、

(例えば、土留め壁の施工等による盛土の安全性強化、万一の場合でも(盛土崩壊シミュレーションのような資料を用いて)下流側住民の安全は確保される旨の説明等)

候補地 A の置き場計画については、JR 東海の計画もやむを得ないと言うしかない。

候補地 B は、町有地であり、町が主体的に保全すべきであり、置き場計画は回避願いたい。

## 1. 候補地 B についての補足説明

①それほど広くないこの美佐野湿地エリアで、置き場を A、B、2 か所に分散させることは開発による湿地に対する影響範囲を広げることに繋がります。

②候補地 A から B へのアクセス道路の施工とその道路を重機、トラックが通行する影響は、候補地 A、B 間の重要な湿地エリアから木屋洞川への水の流れ阻害し、悪影響を与えます。

③重要湿地の範囲は、明確な線引きは無いですが、特に候補地 B を含む木屋洞川への谷筋一帯は、籠橋委員の資料から素人目にも重要な湿地エリアと認められます。

④ましてや、当地は御嵩町の町有地です。多くの委員が発言されている通り、国際社会や日本の環境保全に対する方向性から、自治体として主体的に保全すべきではないでしょうか。町が自ら町有地の湿地を破壊させるような行為は、許されるものではないと思いますが、町としてどのように考えていますか？

## 2. 発生土置き場について(前提条件)

発生土置き場について考える時に、前提を明確にする必要があると思います。

### ■発生土の見込み(JR 東海資料より)

	要対策土	健全土	合計
候補地 A	—	40万m <sup>3</sup>	40万m <sup>3</sup>
候補地 B	22万m <sup>3</sup>	28万m <sup>3</sup>	50万m <sup>3</sup>
(計)	22万m <sup>3</sup>	68万m <sup>3</sup>	90万m <sup>3</sup>

### ■実施されたフォーラムにおける、発生土についてやり取り。

町民 (質問)	御嵩町から出た土は御嵩町で処理しなければいけないんですか？ そのような決まりがあるんですか？ 外には持ち出せないんですか？
JR東海 (回答)	そのような決まりはありません。 環境負荷等を考え、抗口近くに置かして頂きたい、というお願いです。 持ち出す先が無いわけではありません。

事務局のこれまでの話では、外には持ち出せないような発言、ニュアンスがあったと思いますが、上記のフォーラムでのやり取りからは、御嵩町でなければいけない、という決まりはないように思いますが、それで宜しいでしょうか。

### 3. 発生土置き場について

(1)近隣工区の状況は下記の通りです。

#### ■近隣工区の健全土の処分先

近隣工区	トンネル長さ	健全土の処分先 (経緯)【運搬方法】	市町の面積 人口
瑞浪市 (南垣外工区)	7.4km	近くの民間処分場 【ベルトコンベア】 一部、市の処分場(深層研究の採掘用)【トラック】	174.8km <sup>2</sup> 35千人
御嵩町 (美佐野工区)	<b>6.7km</b> 品川方向 3.4 名古屋方向 3.3		56.6km <sup>2</sup> 18千人
可児市 (大森工区)	4.9km	近くの民間処分場 (砂利採掘跡地) 【トラック】	87.5km <sup>2</sup> 98千人
多治見市 (大針工区)	5.0km	近くの民間処分場 (砂利採掘跡地) 【ベルトコンベア】	91.2km <sup>2</sup> 111千人
愛知県春日井市 (西尾工区)	4.6km	瀬戸市の鉦山採掘跡地 【トラック】 多治見市の採石採掘跡地 【トラック】	92.2km <sup>2</sup> 305千人

- ・工区の周辺事情により異なりますが、近くの民間処分場への持ち込みが多いです。
- ・春日井のように市内でなく、瀬戸市、多治見市に運搬し処分をしている例もあります。  
(詳細については、添付資料③を参照)
- ・砂利の採石跡地、鉦山採掘跡地などの埋め戻しに活用される事例が多いです。

#### (2)発生土の状況

要対策土については、審議会において持ち出し方向とされました。私の意見は、冒頭記載の通り候補地 A の健全土(40 万 m<sup>3</sup>)はやむを得ないと言うしかない。候補地 B の健全土(28 万 m<sup>3</sup>)については、置き場計画は回避すべきとの考えです。従って、候補地 B の 28 万 m<sup>3</sup> の健全土の処分を別途お願いせざるを得ません。

	要対策土	健全土	合計
候補地 A	—	40万m <sup>3</sup>	40万m <sup>3</sup>
候補地 B	22万m <sup>3</sup>	28万m <sup>3</sup>	50万m <sup>3</sup>
(計)	22万m <sup>3</sup>	68万m <sup>3</sup>	90万m <sup>3</sup>

### (3)考えられる案

①他市の事例でもあるように、町内の許可を得ている民間処分場の可能性

・事務局より受領した町内で許可を得ている民間処分場資料(下表)によると、現在受け入れ可能な処分場は2か所あります。(第4回審議会意見書 8/11 参照)

受入れ可能量はそれほど大きくないようですが、町内の処分場として、持ち込める可能性は無いですか。

埋立て条例許可箇所一覧 (条例施行後全て (H19.4~))

場所	面積	目的	許可
御嵩町謡坂雨池地内	約 8, 9 0 0 m <sup>2</sup>	残土処分場	H19.10~現在
御嵩町中切地内	約 8, 0 0 0 m <sup>2</sup>	採石	H19.10 許可 H31.2 完了
御嵩町上之郷字可児号地内	約 7, 6 0 0 m <sup>2</sup>	残土処分場	H23.5 許可~現在
御嵩町上恵土字東田地内	約 3, 8 0 0 m <sup>2</sup>	店舗造成	H27.10 許可 H28.4 完了
御嵩町中字上地円	約 3, 3 0 0 m <sup>2</sup>	店舗造成	R4.7 許可 R5.1 完了

### ②町有地の候補地

・第4回審議会で、事務局より町有地で可能性のある場所、5か所の提示がありました。場所の提示だけですので、可能性の検討等には時間を要しますが、検討できないでしょうか。その中で、特に工業団地近くは、検討対象にはなりませんか？

### ③近隣市町村との協議

・他工区において、近くで処分できない場合、他市に持ち込んでいる事例があります。(春日井市(西尾工区))

・近隣市と比べ、御嵩町は自治体規模が小さいですが、トンネル長さは結構長く、処分量も多いです。期成同盟会のメンバーである他市に協力を仰ぐことは難しいのでしょうか。

・採掘跡地などへの埋め戻しニーズがあれば、場所にこだわる必要はなく、有効活用になるのではないのでしょうか。

④候補地 A でやりくりをして、もう少し量を増やすような検討はできないのでしょうか。

いずれにせよ、特効薬はないので、各案を検討していただき、少しでも積上げるしかないように思います。

#### 4. 重要湿地の保全について

(1) 重要湿地の保全について、第5回審議会の意見から、それぞれの場所に応じた保全策がある。この美佐野ハナノキ湿地群の場合は、自然の更新を手助けするような保全策がベターであり、みたけの森の事例のような人工的な対策は、そぐわないのでは、とのことでした。

(2) JR 東海の置き場計画に協力することで、保全の協力を得る、との意見もありますが、町民が主体的となった保全策があって、その中で JR 東海に協力をお願いするのが筋ではないかと思います。

(3) JR 東海は民間企業で、営利企業です。品川から名古屋まで多くの県、市町村があり、御嵩町にだけ特別に協力する、と言うわけにもいかないでしょう。

個人的には、「美佐野ハナノキ湿地群保全基金(JR 東海)」を作り、出資をお願いし、その原資と運用益(今は低金利で運用益はあまり見込めません)で、町と町民が主となり保全をする案が良いように思います。

以上

#### ・添付資料

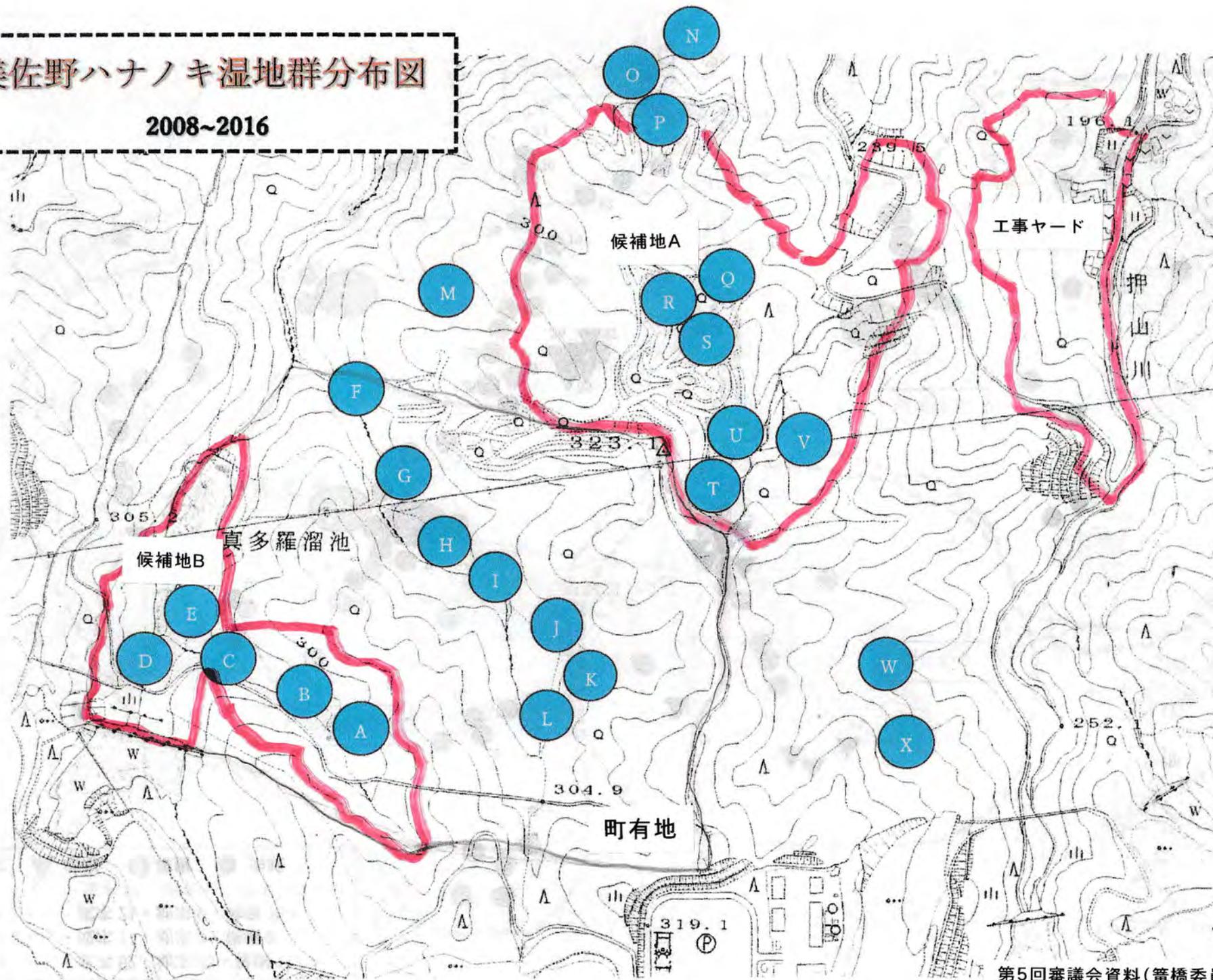
資料①(1枚)湿地部分布図(籠橋委員)に候補地 AB、工事ヤード、町有地を追記

資料②(1枚)希少種分布図(籠橋委員)に候補地 AB、工事ヤード、町有地を追記

資料③(2枚)近隣市での健全土処分場

# 美佐野ハナノキ湿地群分布図

2008~2016



資料①

第5回審議会資料(箆橋委員)に候補地AB、工事ヤード、町有地を追記

### 美佐野ハナノキ湿地群一覧

No.	湿地名	面積		植物相	動物相	調査日	
1	真多羅溜池上流湿地	1. 50m×7m	350㎡	A	オオミズゴケ,ヌマガヤ,イヌノハナヒゲ類,ハナノキ,シデコブシ,クロミノニシゴリ,サワシロギク,ミズギボウシ,ノギラン,ホタルイ,ミヤマウメモドキ,アブラガヤ,ムヨウラン類	ヒメタイコウチ・アカハライモリ・ギフチョウ(卵塊有)・ニホンリス・アズマヒキガエル(卵塊有)タゴガエル	20140419 町有地
		2. 29m×5m	145㎡	B			
		3. 18m×8m	144㎡	C	イヌゴマ,イグサ,ミカワバイケイツウ,ヒメシロネ,ミヤマシラスゲ,ミズヒキ,ヒメカンアオイ,ショウジョウバカマ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ウメモドキ,ノリウツギ,イヌツゲ,ツリガネツツジ,マルバノキ群生,ナツツバキ(大木有)タムシバ	ル・ヤマセミ・カワセミ・カイツブリ・オシドリ	
		4. 20m×10m	200㎡	D			
		5. 30m×12m	420㎡	E			
2	木屋洞川湿地群	1. 7m×7m	49㎡	F	オオミズゴケ,ヌマガヤ,イヌノハナヒゲ類,ミズギボウシ,ミカワバイケイツウ,ニガナ,サワシロギク,アリノトウグサ,カザグルマ,ノリウツギ,シデコブシ,クロミノニシゴリ,ハナノキ,ミヤマウメモドキ,ウメモドキ,ナツツバキ群生,タムシバ,ヒメアギスミレ,ツリガネツツジ,マルバノキ,ユズリハ,バイカウツジ,ミヤマシラスゲ,アブラガヤ,サトヤマハリスゲ,ヒメカンアオイ,ショウジョウバカマ,ヒナノシヤクジョウ,ホンゴウツウ,他	ヒメタイコウチ,アカハライモリ,ギフチョウ,カブトムシ,マムシ,アズマヒキガエル(卵塊有),タゴガエル(卵塊有),ミゾゴイ,ミゾゴイ属,ツミ,フクロウ,	20140608 町有地
		2. 38m×16m	608㎡	G			
		3. 28m×19m	532㎡	H			
		4. 10m×7m	70㎡	I			
		5. 15m×15m	225㎡	J			
		6. 12m×12m	144㎡	K			
		7. 10m×10m	100㎡	L			
3	木屋洞川支流湿地	1. 20m×5m	100㎡	M	オオミズゴケ,サトヤマハリスゲ,ハナノキ4,ノリウツギ,イヌツゲ,ヒサカキ,ユズリハ,ホオノキ,	ハチタマ	20140503 民有地
4	木屋洞川下流湿地群	1. 20m×6m	120㎡	N	アケボノソウ,トモエソウ,クサアジサイ,ツルニガクサ,ヤマニガナ,ノリウツギ他	サシバ,ミゾゴイ,コサメビタキ,サンコウチョウ,サンショウクイ,ハチタマ	20080723 民有地
		2. 12m×10m	120㎡	O	シデコブシ,ミヤマシキミ,ユズリハ,ミヤマシラスゲ,ヌマガヤ,イワガラミ,他	マオオタカ,アカハライモリ	
		3. 11m×8m	88㎡	P	イグサ,チヂミザサ,ミヤマシラスゲ,イヌツゲ,ピロードイチゴ,ウラジロ,他		
5	元ゴルフ場予定地跡湿地	1. 21m×18.5m	388.5㎡	Q	オオミズゴケ,イヌノヒゲ,イヌノハナヒゲ類,ミカヅキグサ,ミズギボウシ,ノギラン,サワシロギク,カザグルマ,シデコブシ,ハナノキ,サトヤマハリスゲ,コケオトギリ,ヒヨドリバナ,ニガナ,ムラサキサギゴケ,ニオイスマレ,他	モノサシトンボ	20130329 20160415 民有地
		2. 28m×7m	196㎡	R			
		3. 20m×5m	100㎡	S			
6	ハナノキ谷湿地群	1. 72.5m×8m	580㎡	T	オオミズゴケ,チゴザサ,ミズギボウシ,ノギラン,サワシロギク,シデコブシ多,ハナノキ10,	ヨタカ	20130329 20160720 民有地
		2. 83m×7m	581㎡	U	ミヤマウメモドキ,サトヤマハリスゲ,ヒヨドリバナ,他		
		3. 24m×7m	168㎡	V			
7	美佐野シデコブシ湿地	1. 61m×45m	2745㎡	W	ハナノキ♀1,幼苗70±,シデコブシ130±,ミズゴケ類,ヌマガヤ,ミズギボウシ,ノリウツギ,クロミノニシゴリ,ヤマドリゼンマイ,ミヤマウメモドキ,アイバソウ,ウメモドキ,タムシバ,ザイフリボク,バイカウツジ,マンサク,カスミザクラ,ツリガネツツジ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ショウジョウバカマ,ツルリンドウ,他	ヒメタイコウチ・ヒガシニホントカゲ・トノサマガエル・シマアメンボ・サナエトンボのヤゴ,サシバ	20120821 20230807 民有地
8	押山谷ハナノキ湿地	1. 80m×12m	960㎡	X	ハナノキ11,ヒナノシヤクジョウ,キジノオシダ,オオミズゴケ,ノリウツギ,ツリガネツツジ,バイカウツジ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ショウジョウバカマ,ツルリンドウ,他	オオルリ	20120821 民有地

赤字・・・レッドデータブック記載種（調査年月日当時の記録であり、2024現在は不明）

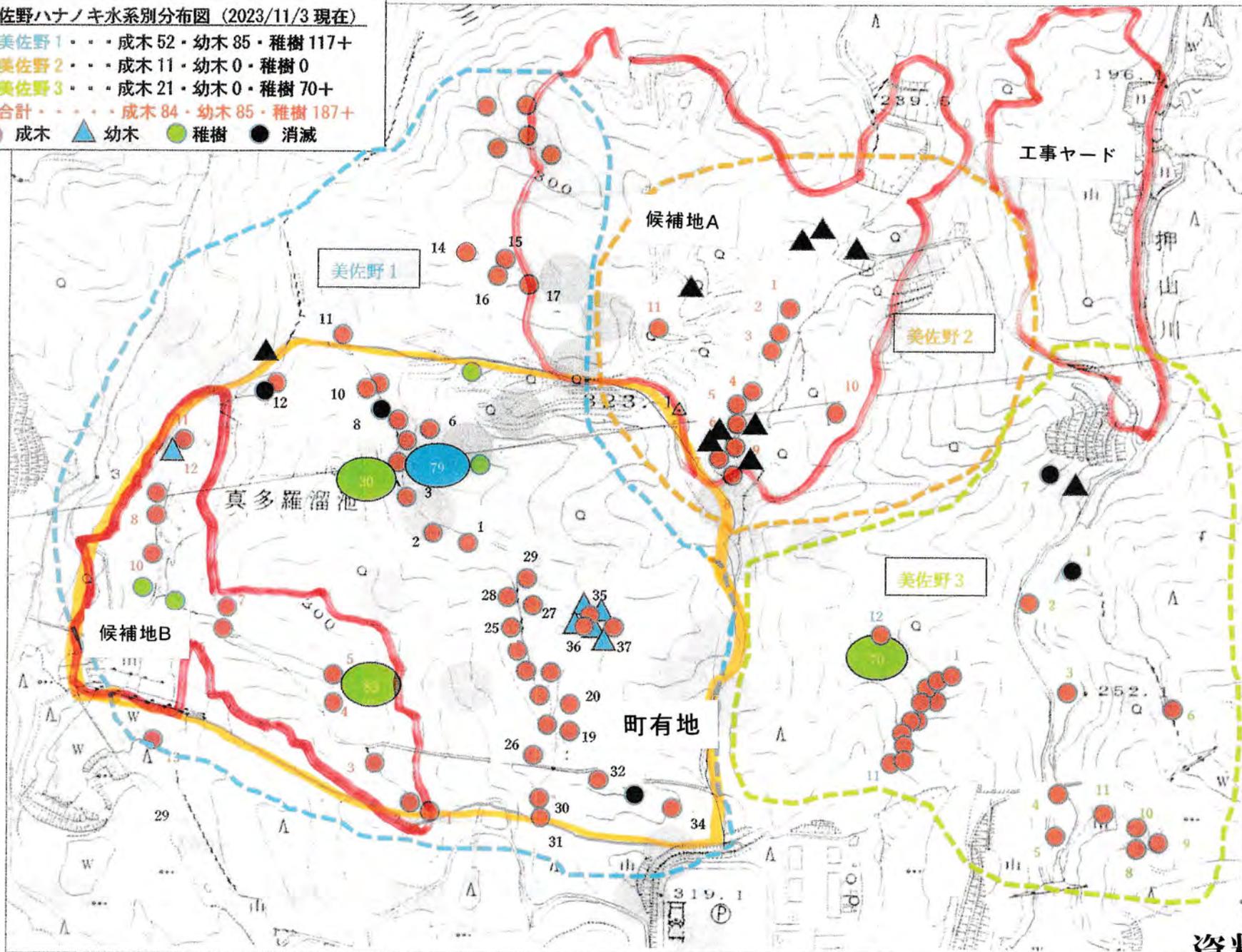
※No.1真多羅溜池上流湿地は連続しており、主要部のみを計測した。

※No.3木屋洞川湿地群は連続しており、主要部のみを計測した。

※他にハナノキ・シデコブシ等の生育する湿地はあるが、植物相の少ない湿地及び7m×7m以下の湿地は除外した。

美佐野ハナノキ水系別分布図 (2023/11/3 現在)

- ・美佐野1・・・成木 52・幼木 85・稚樹 117+
  - ・美佐野2・・・成木 11・幼木 0・稚樹 0
  - ・美佐野3・・・成木 21・幼木 0・稚樹 70+
  - 合計・・・成木 84・幼木 85・稚樹 187+
- 成木 ▲ 幼木 ● 稚樹 ● 消滅



資料②

第5回審議会資料(箆橋委員)に候補地AB、工事ヤード、町有地を追記

### 美佐野ハナノキ湿地群一覧

No.	湿地名	面積		植物相	動物相	調査日	
1	真多羅溜池上流湿地	1. 50m×7m	350㎡	A	オオミズゴケ,ヌマガヤ,イヌノハナヒゲ類,ハナノキ,シデコブシ,クロミノニシゴリ,サワシロギク,ミズギボウシ,ノギラン,ホタルイ,ミヤマウメモドキ,アブラガヤ,ムヨウラン類	ヒメタイコウチ・アカハライモリ・ギフチョウ(卵塊有)・ニホンリス・アズマヒキガエル(卵塊有)タゴガエル	20140419 町有地
		2. 29m×5m	145㎡	B			
		3. 18m×8m	144㎡	C	イヌゴマ,イグサ,ミカワバイケイツウ,ヒメシロネ,ミヤマシラスゲ,ミズヒキ,ヒメカンアオイ,ショウジョウバカマ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ウメモドキ,ノリウツギ,イヌツゲ,ツリガネツツジ,マルバノキ群生,ナツツバキ(大木有)タムシバ	ル・ヤマセミ・カワセミ・カイツブリ・オシドリ	
		4. 20m×10m	200㎡	D			
		5. 30m×12m	420㎡	E			
2	木屋洞川湿地群	1. 7m×7m	49㎡	F	オオミズゴケ,ヌマガヤ,イヌノハナヒゲ類,ミズギボウシ,ミカワバイケイツウ,ニガナ,サワシロギク,アリノトウグサ,カザグルマ,ノリウツギ,シデコブシ,クロミノニシゴリ,ハナノキ,ミヤマウメモドキ,ウメモドキ,ナツツバキ群生,タムシバ,ヒメアギスミレ,ツリガネツツジ,マルバノキ,ユズリハ,バイカウツジ,ミヤマシラスゲ,アブラガヤ,サトヤマハリスゲ,ヒメカンアオイ,ショウジョウバカマ,ヒナノシヤクジョウ,ホンゴウツウ,他	ヒメタイコウチ,アカハライモリ,ギフチョウ,カブトムシ,マムシ,アズマヒキガエル(卵塊有),タゴガエル(卵塊有),ミゾゴイ,ミゾゴイ属,ツミ,フクロウ,	20140608 町有地
		2. 38m×16m	608㎡	G			
		3. 28m×19m	532㎡	H			
		4. 10m×7m	70㎡	I			
		5. 15m×15m	225㎡	J			
		6. 12m×12m	144㎡	K			
		7. 10m×10m	100㎡	L			
3	木屋洞川支流湿地	1. 20m×5m	100㎡	M	オオミズゴケ,サトヤマハリスゲ,ハナノキ4,ノリウツギ,イヌツゲ,ヒサカキ,ユズリハ,ホオノキ,	ハチタマ	20140503 民有地
4	木屋洞川下流湿地群	1. 20m×6m	120㎡	N	アケボノソウ,トモエソウ,クサアジサイ,ツルニガクサ,ヤマニガナ,ノリウツギ他	サシバ,ミゾゴイ,コサメビタキ,サンコウチョウ,サンショウクイ,ハチタマ	20080723 民有地
		2. 12m×10m	120㎡	O	シデコブシ,ミヤマシキミ,ユズリハ,ミヤマシラスゲ,ヌマガヤ,イワガラミ,他	マオオタカ,アカハライモリ	
		3. 11m×8m	88㎡	P	イグサ,チヂミザサ,ミヤマシラスゲ,イヌツゲ,ピロードイチゴ,ウラジロ,他		
5	元ゴルフ場予定地跡湿地	1. 21m×18.5m	388.5㎡	Q	オオミズゴケ,イヌノヒゲ,イヌノハナヒゲ類,ミカヅキグサ,ミズギボウシ,ノギラン,サワシロギク,カザグルマ,シデコブシ,ハナノキ,サトヤマハリスゲ,コケオトギリ,ヒヨドリバナ,ニガナ,ムラサキサギゴケ,ニオイスマレ,他	モノサシトンボ	20130329 20160415 民有地
		2. 28m×7m	196㎡	R			
		3. 20m×5m	100㎡	S			
6	ハナノキ谷湿地群	1. 72.5m×8m	580㎡	T	オオミズゴケ,チゴザサ,ミズギボウシ,ノギラン,サワシロギク,シデコブシ多,ハナノキ10,	ヨタカ	20130329 20160720 民有地
		2. 83m×7m	581㎡	U	ミヤマウメモドキ,サトヤマハリスゲ,ヒヨドリバナ,他		
		3. 24m×7m	168㎡	V			
7	美佐野シデコブシ湿地	1. 61m×45m	2745㎡	W	ハナノキ♀1,幼苗70±,シデコブシ130±,ミズゴケ類,ヌマガヤ,ミズギボウシ,ノリウツギ,クロミノニシゴリ,ヤマドリゼンマイ,ミヤマウメモドキ,アイバソウ,ウメモドキ,タムシバ,ザイフリボク,バイカウツジ,マンサク,カスミザクラ,ツリガネツツジ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ショウジョウバカマ,ツルリンドウ,他	ヒメタイコウチ・ヒガシニホントカゲ・トノサマガエル・シマアメンボ・サナエトンボのヤゴ,サシバ	20120821 20230807 民有地
8	押山谷ハナノキ湿地	1. 80m×12m	960㎡	X	ハナノキ11,ヒナノシヤクジョウ,キジノオシダ,オオミズゴケ,ノリウツギ,ツリガネツツジ,バイカウツジ,サトヤマハリスゲ,チヂミザサ,ショウジョウバカマ,ツルリンドウ,他	オオルリ	20120821 民有地

赤字・・・レッドデータブック記載種（調査年月日当時の記録であり、2024現在は不明）

※No.1真多羅溜池上流湿地は連続しており、主要部のみを計測した。

※No.3木屋洞川湿地群は連続しており、主要部のみを計測した。

※他にハナノキ・シデコブシ等の生育する湿地はあるが、植物相の少ない湿地及び7m×7m以下の湿地は除外した。

■資料③（近隣市での健全土処分場）

第6回審議会 鈴木秀和

●瑞浪（南垣外）

・工事ヤードからベルトコンベアで運搬、民間の健全土処分場に搬出しています。



ベルトコンベア

工事ヤード



8.5ha  
121万m<sup>3</sup>

事業の許可番号等	平成28年5月10日	第245号の4
事業の目的	残土処分の為	
事業場の所在地	瑞浪市日吉町字下ノ木3223番地1 他125筆	
事業者の氏名、住所、連絡先	氏名：青協建設株式会社	住所：岐阜県関市倉知3204-4 連絡先：0575-22-3111
事業の許可期間	平成28年5月10日から令和6年9月30日まで	
事業場及び事業区域の面積	事業場の面積 85,729平方メートル	事業場及び事業区域の見取図
埋立て等に供される土砂等の搬入予定量	1,218,513立方メートル	
現場管理者の氏名	林 伸一	

●可児（大森）

・工事ヤードからトラックで近くの民間処分場に搬出しています。（砂利を取った跡地）



氏名	株式会社 八洲	周辺見取図	
住所	愛知県春日井市玉野町192番地		
電話番号	0568-51-6655		
採取計画の認可年月日及び認可番号	令和5年10月11日 岐阜県指令可県第302号の3		
砂利採取場の区域	可児市大森字笹洞1685番1外8筆 77,743㎡		
採取する砂利の数量	718,520㎡		
採取の期間	令和5年10月11日から令和8年10月10日まで		

氏名	株式会社 八洲	周辺見取図	
住所	愛知県春日井市玉野町192番地		
電話番号	0568-51-6655		
事業の許可年月日及び許可番号	令和5年10月16日 岐阜県指令可県第55号の5		
特定事業場の所在地	可児市大森字笹洞1686番1外8筆		
特定事業区域の面積	46,305㎡	事業場の面積	47,128㎡
事業の許可期間	平成29年12月27日から令和8年10月10日まで		
埋め立て許可土量	801,378㎡	事業の目的	資材置場造成工事
		現場管理者の氏名	加藤 真澄

4.6ha  
80万m<sup>3</sup>

## ●多治見（大針）

- ・工事ヤードからベルトコンベアで運搬し、民間処分場へ搬出しています。



ベルトコンベア



10.5ha  
63万m<sup>3</sup>

砂利採取標識	
事務所： 畑佐興業 株式会社	会社名： 畑佐興業 株式会社
所在地： 春日井市篠木町 7-16-28	代表者名： 藤田 吉晴
電話番号： 0568 (81) 8752	住所： 春日井市篠木町 7-16-28
登録年月日： 平成 19 年 12 月 21 日	砂利採取場所及び周辺状況の見取図
登録番号： 岐阜第 807 号	
採取計画の認可年月日： 令和 4 年 12 月 16 日	
認可番号： 岐阜県指令東濃第 218 号の 2	
採取計画の砂利の種類・数量	
採取の期間	
採取の面積	面積
深さ(高さ)	深さ
採取の機械	高さ
業務主任者氏名： 桑原 武夫	数量

埋立て等に関する標識	
事業の許可番号等	平成 26 年 9 月 4 日 岐阜県指令東濃第 240 号の 2
事業の目的	資材置場の拡張
事業の所在地	多治見市大針町字屋作 289 番 1 他 15 筆
事業者の氏名、住所、連絡先	氏名(名 称) 畑佐興業株式会社 住所(所在地) 春日井市篠木町 7 丁目 16-28 連絡先 0568-81-8752
事業の許可期間	平成 26 年 9 月 4 日～平成 38 年 7 月 31 日
事業場及び事業区域の面積	事業区画の面積 105,131 m <sup>2</sup>
埋立て等に供される土砂等の搬入予定量	632,915 m <sup>3</sup>
現場責任者の氏名	桑原 武夫

## ●愛知県春日井市（西尾）

- ・工事ヤードからトラックで搬出、春日井市と多治見市の採石採掘跡などの民間処分場と愛知県瀬戸市の鉱山（愛知県珪砂鉱業協同組合）に搬出されています。



愛知県瀬戸市の採石場は  
愛知県でのリア残土640万m<sup>3</sup>  
が余裕で入る位の穴とのことです。  
(瀬戸市上陣屋町)





## 「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 田中 清仁

### 本旨・結論

候補地 A、候補地 B ともに基本的に受け入れを承認する。候補地 B の受け入れ拒否するならば、御嵩町から提案したという経緯を鑑み代替案を提示することが必要であると思います。

但し、要対策土は受け入れないということから残土の発生量は減少するため、健全土の盛土の場所や盛土の方法などを JR 東海と御嵩町や専門家との間で最大限工夫することにより、湿地を含む希少性の高いエリアを可能な限り保全するよう努力する。

### 意見の根拠、理由など

1. 候補地 A は、そもそも JR 東海の土地であり残土受入れに反対する余地はない。
2. 候補地 B は、そもそも御嵩町から提案をした場所であり、それを覆すならば御嵩町側が代替案を提示すべきだと思います。
3. 盛土については、専門機関である高盛土委員会において安全性は求められている。
4. 要対策土については受け入れないため、受け入れする残土は健全土のみであり、危険ではない。
5. 国や県から許可が通るという状況で残土受入れに反対すれば、単なる駄々を捏ねる町という印象を全国に与えかねない。健全土を受け入れると危険だという科学的根拠を示さない限り受入れ拒否する理由にならないと思われる。
6. 発生土に対し、盛土(健全土を含む)は安全でない、環境保全に危険性があるとして残土の受入れを拒否することは、今後の御嵩町での公共事業や開発行為が不可能になりかねない。また、健全土であっても汚染される可能性があるという間違った風評被害等により、御嵩町の農業関係者にも多大な悪影響を及ぼす懸念がある。
7. 要対策土は受け入れしないということから、約 22 万 m<sup>3</sup>の受入れ残土が減ることになるため、かなりの湿地保護につながると思われる。また、JR 東海との話し合いにより、盛土の方法等で重要な湿地を保護する面積を増やすことは可能であると思われます。
8. 候補地 B の受け入れを拒否した場合、その場合当然であると思いますが JR 東海は湿地保護への協力を行わないとしています。今後の環境保全において JR 東海の協力が得られないことは御嵩町にとってもかなりマイナスであると思います。また、御嵩町から提案した候補地 B を拒否するならば、やはり御嵩町からの代替案を提示する必要があると思います。



## 「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 富田啓介

### 本旨・結論

- 候補地 A・候補地 B を含む一帯は、一連の湿地生態系(美佐野ハナノキ湿地群)であり、トンネル発生土置き場を作らず、一体的に保全することが望ましい。
- 当地の湿地生態系は、東海地方全体の中でもとりわけ学術上・保全上の価値が高い。その一部であっても消失すれば、その特別な価値を不可逆的に減損させるとともに、湿地生態系が健全な状態で持続する可能性も少なくなる。加えて、湿地生態系が将来にわたって地域にもたらず、潜在的な社会的・経済的価値も減じる結果となる。
- 一方、地域社会・地域住民に対する、発生土置き場を作ることで生まれるベネフィット(利益・恩恵)、あるいは発生土置き場を作らないことで生じるロス(不利益・損失)はほとんど主張されていない。また、リニア本線事業と異なり、発生土の処分は当該地に置き場を設けずとも事業続行可能である。
- 以上を踏まえ、美佐野ハナノキ湿地群を損耗させるロスと、トンネル発生土置き場を作ることで生まれるベネフィットを比較すると、地域社会や日本の生物多様性保全にとって、ロスが大きく上回る。
- 候補地 A は JR 東海の所有地である。このため、撤退した場合の時間及びコストのロスは生じるが、企業の社会的責任や、自然環境に対する積極的な配慮を行う企業としての社会的評価の獲得という点を考慮して、積極的な対応を検討願いたい。また、御嵩町役場にも、環境モデル都市としての自負と、地域住民のベネフィットを守る責務を考慮して、積極的な行動を願いたい。

### 意見の根拠、理由など

#### 1. 美佐野ハナノキ湿地群は、世界的な価値を持つ特別な湧水湿地である

美佐野ハナノキ湿地群には、現時点でわかっているだけで 84 本のハナノキの成木があり(竈橋委員調べ)、それらは自律的な更新を行っています。これはすべてのハナノキ自生地の中でも屈指の規模です。湿地の面的広がりや、そこに生育・生息するシデコブシ等の他の希少な動植物の存在から見ても、既存の天然記念物や自然環境保全地域と比較して遜色ない、場合によってはそれ以上の、保全上・学術上の重要性を持つ湿地生態系と考えられます<sup>(※)</sup>。

つまり、単に広く分布する重要湿地の一つというだけでなく、ハナノキが東海地方固有種であることを鑑みれば、その中でも特別な、世界的レベルで保護に値する場所といえます。そのような場所は、欠けることなく生態系全体が保全されるべきと考えます。

※(森林総研・希少樹種の現状と保全ウェブサイト:[https://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/raretree/12\\_APindex.html](https://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/raretree/12_APindex.html))「現在、胸高直径 5cm 以上のハナノキが 100 個体を越える集団は長野県飯田市と岐阜県中津川市の2カ所のみであり、50 個体に満たな

い集団が多い。(中略)保護措置のとられている指定地の全てが個体数が 50 個体に満たない小集団であり、ハナノキのみが保護の対象となり、自生地の保護・保全措置が十分になされていない事例も多い。」

#### 第 5 回佐伯氏資料関連箇所

・ハナノキは限られた地域のみ分布する湿地性の絶滅危惧植物で、御嵩町の自然を特徴づける種です。美佐野ハナノキ湿地群は、御嵩町内で最も多くのハナノキが生育するエリアであり、ほかの地域の自生地と比べても、面積、個体数、開花・結実状況、他の希少種の生育状況において、傑出した自生地といえます。

### 2. 保全対象は「種」ではなく、その種の含まれる「生態系」である

ある場所の生物多様性を保全することを意図した場合、単に絶滅リスクの高い種(例えばレッドリスト記載種)の存在範囲を囲って保全対象とすることは適切とは言えません。ましてや、その種だけを取り出して保護すること(具体的には移植や播種の実施)は、もはや自然界での自律的な存立が困難な場合といった緊急避難的な措置を除いて、あまり意味がありません。

ある場所の中に、絶滅リスクが高い、地域固有性が強い、環境変化に対し脆弱、といった保全上注目すべき種の存在が認められるのであれば、その種を含む生態系が保全対象であり、その生態系が将来にわたって健全な状態で自律的に維持できるようにする必要があります。そうすることで、その種と同じ環境で生きてきた、あるいは、その種の生活と結びついてきたほかの多くの希少な種の保全につながります。

#### 第 5 回佐伯氏資料関連箇所

・移植は、ハナノキの生育基盤である湿地から個体を切り離す行為ですので、有効な保全措置ではありません。開発で失われる植物の命を守るという意味はありますが、自生地において野生個体を保全する「生息域内保全」を優先して検討すべきです。

・湿地のまわりにある森林は、様々な影響を緩和してくれる「バッファー(緩衝帯)」の役割をしています。また、湿地の間を移動し種子や花粉を運ぶ動物たちの移動経路ともなります。美佐野の湿地群は、湿地が多数あることだけでなく、それらが連続した森林でつながっているという特徴があります。このような場所は、生物多様性を保全する上で大変貴重だといえます

### 3. 盛り土は生態系の価値と湿地に生きる動植物の存続可能性を不可逆的に損耗させる

湧水湿地はフレキシブルな生態系で、水田跡地や水の抜けたため池の底、場合によっては掘削工事によって形成された湧水のある造成地など、人工的な環境にも形成されることがあります。ところが、盛り土の場合、湧水点を埋めてしまうこととなりますので、湧水湿地が再生することはありません。

ところで、湧水湿地に生息・生育する動植物は、長期的スケール(数十年から数百年)でみれば、湧水湿地間を移動しながら命脈を保ってきたと考えられています。湧水湿地の環境も常に変動を続けていま

すので、よい環境の場所に常に移動を続けているのです。ですから現在、保全上の重要性の高い種がない湿地も、将来的なハビタットとして大変重要です。つまり、ひとまとまりのエリア内に、できるだけ多くの湿地が点在している状態、さらには、将来的に湿地になる可能性のある環境が広く残されている状態こそが、健全な湧水湿地群の生態系の特色です。

したがって、盛り土が行われるとその分だけ、湿地生態系の価値と、存続可能性が不可逆的に損耗することになります。以上の点から、美佐野ハナノキ湿地群は欠けることなく保全されるのが望ましいと考えます。

#### 第5回佐伯氏資料関連箇所

- ・これらの影響(引用者注:生育環境の消失や悪化、外来種の侵入など)は、候補地の一部の開発であっても発生し、工事方法の工夫などによって解決できるものではありません。また、代償措置によって、すべての影響を補うことは、現在の科学的知見では不可能です。
- ・美佐野の湿地群の自然性や希少性を保全することを目的とするならば、中央部にある候補地A、Bのいずれか、もしくは両方に発生土置き場を設けることは、森や湿地を分断し、エッジ効果を発生させ、そこに生育・生息する動植物に大きな影響を与えるものと推測されます。

#### 4. 社会的・経済的価値は全体が残ることで強く発揮される

これまでの資料・意見書で指摘している通り、美佐野ハナノキ湿地群には、美しい景観を眺め心身をリフレッシュする場、環境教育の場、保全作業を通じた生きがいや健康づくりの場といった社会的な価値を有しており、方法によってはエコツーリズム・ジオツーリズムのように経済活動とも結びつけることが可能です。つまり、社会的・経済的な地域資源という側面があります。

湿地生態系の一部が残れば、それらの価値は最低限維持されますが、エリア内に人工的な盛り土が新しくできることで、場としての魅力や、社会的なインパクト・訴求力は大きく減じてしまうと思われます。全体が残ることで、湿地を生かした社会的・経済的な活動の可能性の幅は大きく広がるものと考えます。

#### 第5回佐伯氏資料関連箇所

- ・この湿地群は御嵩町の自然の豊かさを象徴する場所です。そのことを次世代を担う子供たちや、町の内外の人々に広く伝えていくことで、環境教育や自然とのふれあいの場としても活用することができます。

## ロスとベネフィットの比較

太枠内は、第 1 回事務局資料「審議会の目的、環境アセス手続きについて」に記載された目的「受入れ前提は無くしゼロベースで、町民が抱く不安や心配、疑問といった JR 東海の計画に対する評価や意見を多方面から集約する」に照らし、特に審議会でまとめるべき内容に関連性が強いと思われるもの。

### a.発生土置き場を作らなかった場合

	ロス	ベネフィット
生物多様性	・保全活動の協力が得られない*(1)	・重要な価値を持つ湿地生態系が保全される ・地域固有の種・遺伝子の存続可能性が増大
地域社会	・土砂搬出車両が通行する*(2)	・将来にわたり土砂災害や汚染不安がない ・地域紐帯を醸成した歴史的価値が保存される ・環境教育の場としての利用が期待される ・湿地環境を生かした地域づくり、経済面を含めた活用の可能性が広がる
JR 東海	・候補地 A・B の計画にかけた時間とコストが無駄になる ・新処分地の検討・獲得・計画に新たに時間とコストがかかる ・現在よりも運搬費用がかかる	・自然環境に対する積極的な配慮を行う企業としての社会的評価を獲得できる
御嵩町役場	・候補地推薦・協議の立場から信頼性を失う* ・リニア早期開通の立場が失われる*	・環境モデル都市の推進に弾みがつく ・自然環境に対する積極的な施策を行う自治体として魅力が増す

\*は、第 5 回事務局資料に基づく。以下は提出者の見解である。(1)保全資金については様々な民間の助成制度や、岐阜県の「清流の国ぎふ森林・環境税」に基づく助成制度もある。(2)土砂搬出車両の通行は工事期間の一時的なものであり、通行時間帯指定、防音壁の設置など、今後の協議によって負荷の低減も可能である。

### b.発生土置き場を作った場合（範囲が当初より縮小した場合を含む）

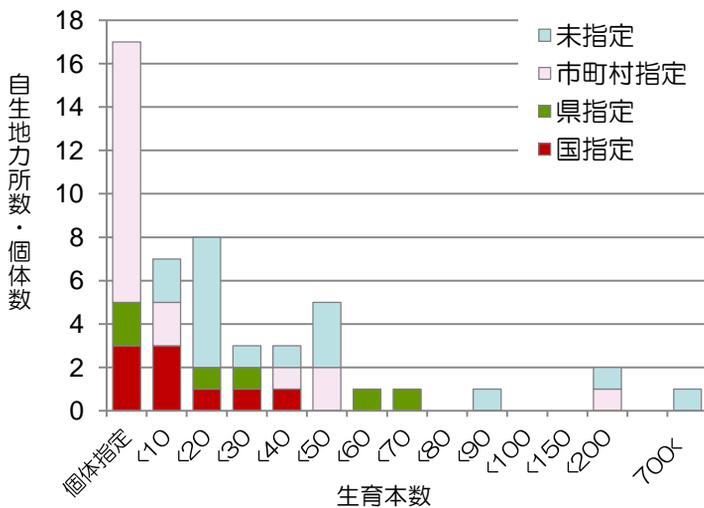
	ロス	ベネフィット
生物多様性	・重要な価値を持つ湿地生態系(の一部)が不可逆的に損耗する ・地域固有の種・遺伝子の存続リスクが増す ・希少鳥類の生息に影響を及ぼす可能性がある	・保全活動の協力が得られる
地域社会	・土砂災害や汚染に対する不安が残る ・湿地環境を生かした将来的な文化的・経済的活動の可能性が狭まる	・工事に伴う土砂搬出車両の影響が少なく済む
JR 東海	(あると考えますが、記入しません)	・候補地 A・B の計画にかけた時間とコストが無駄にならず、予定通り工事が進められる
御嵩町役場	(あると考えますが、記入しません)	・候補地推薦・協議の立場、リニア早期開通の立場との整合が担保される

# ハナノキ自生地の現状と保全

## 天然記念物指定主体別ハナノキの主な自生地・個体数

指定主体	個体指定	自生地指定	湿地指定	計
国指定	3 (うち1個体は枯れ)	6	-	9
県指定	2	3	1	6
市町村指定	12	6	-	18
天然記念物計	17	15	1	33
未指定の主な自生地 (孤立個体は除く)	-	16	-	16

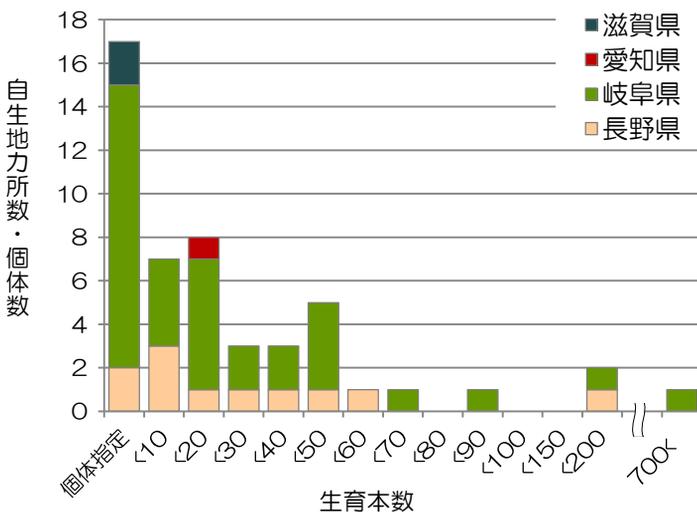
## 主なハナノキ自生地の規模



現在、国により天然記念物に指定されているハナノキの自生地は6カ所ありますが、その集団の規模は極めて小さい状況です。これは、天然記念物制度の初期に、ハナノキの希少価値からその発見場所に設定されたものであり、自生地の保護・保全が十分考慮されていなかったためと考えられます。

県や市町村指定の天然記念物である自生地においても同様の状況がみられ、生育するハナノキが100個体を越える自生地は1カ所（土岐市泉町五斗蒔地区）のみです。

## 天然記念物指定主体別ハナノキの生育本数クラス別の自生地数 (個体指定は天然記念物についてのみ)



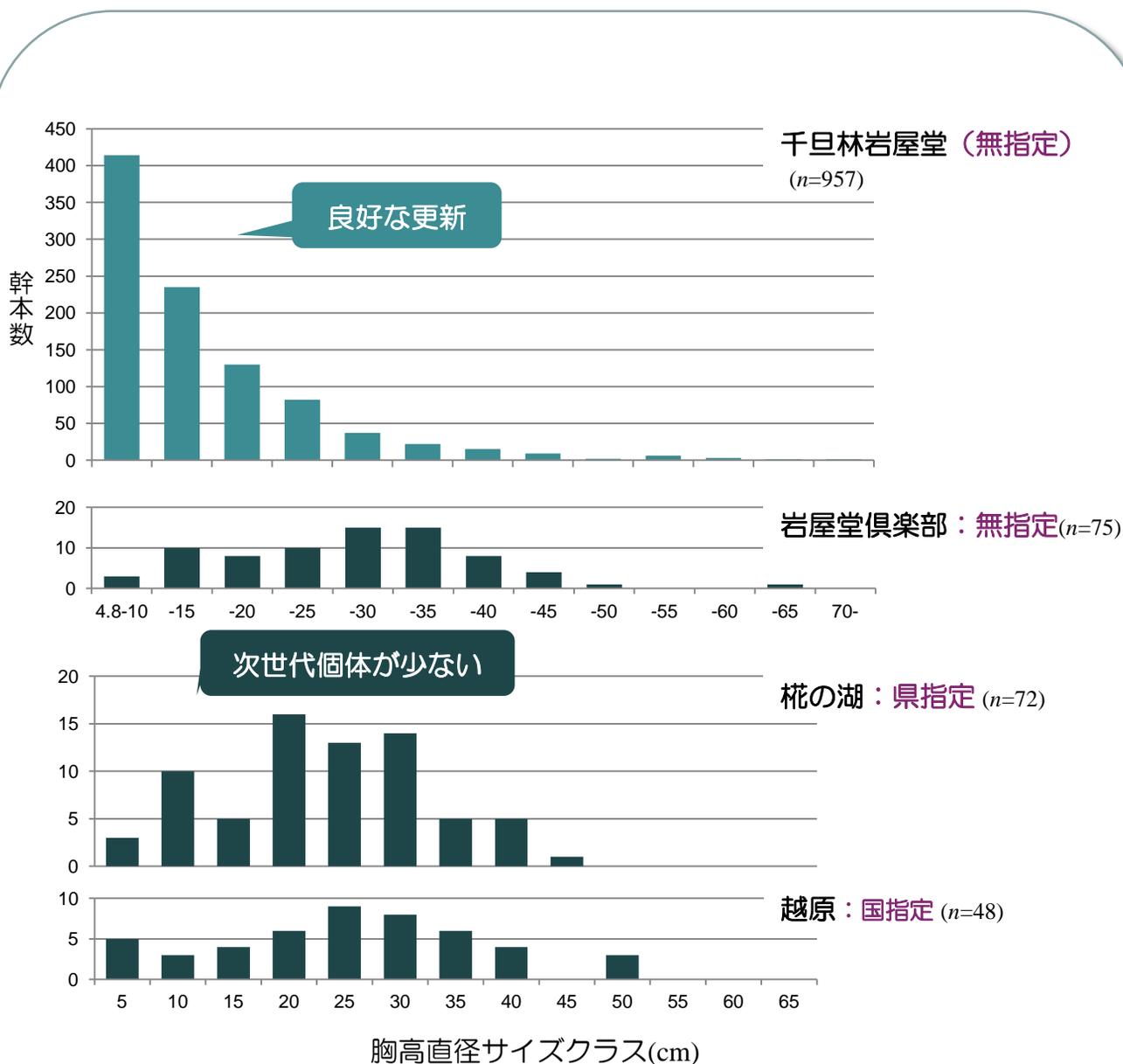
天然記念物に指定されていないハナノキの主な自生地も含めて、集団あたりの個体数についてみると、ハナノキ自生地の9割以上が60個体以下です。

これまでに報告されたハナノキ集団の中で100個体以上の分布が確認されているのは、岩屋堂地区と上述の五斗蒔地区に加え、飯田市（長野県）の3カ所に過ぎません。

千旦林岩屋堂自生地  
(ハナノキ自生地の中で国内最大)

## 県別ハナノキの生育本数クラス別の自生地数 (個体指定は天然記念物についてのみ)

## ハナノキ自生地における更新不良



ハナノキ自生地における幹のサイズ分布の例



▲岐阜県瑞浪市  
 国指定天然記念物「釜戸ハナノキ自生地」

天然記念物に指定された自生地であっても、他の多くのハナノキ自生地と同様に、次世代の更新が見られず、その存続が危ぶまれる現状にあります。

このような中で、岩屋堂のように連続的に700個体を超えるハナノキが生育し、かつ旺盛な更新が行われている自生地は、他の地域には全く見られず、ハナノキに対する保全生態学的知見を得るために貴重な集団といえます。

# 希少樹種の現状と保全 — 保全のための課題と対策 —



[HOME](#)

## 12. ハナノキ

樹種別

保全マニュアル

*Acer pycnanthum* K. Koch (ムクロジ科)

針葉樹、広葉樹

[種の特徴](#) [衰退要因](#) [保全のための課題と対策](#) [関連文献](#) [参考資料](#)

<a href="#">&lt;針葉樹&gt;</a>	
1. 屋久島・種子島固有 ヤクタネゴヨウ <i>Pinus amamiana</i>	
2. 極小遺存集団 早池峰山の アカエゾマツ <i>Picea glehnii</i>	
3. 本州亜高山帯遺存 ヤツガタケトウヒ <i>Picea koyamai</i> & ヒメパラモミ <i>Picea maximowiczii</i>	
<a href="#">画面TOP^</a>	
<a href="#">&lt;広葉樹&gt;</a>	
4. 北海道と長野に遺存 クソウクヤナギ <i>Salix arbutifolia</i>	
5. 山地河畔遺存 ユビソヤナギ <i>Salix hukaonana</i>	
6. アボイ岳固有 アボイカンバ <i>Betula apoiensis</i>	
7. 極小遺存集団 ヤチカンバ <i>Betula ovalifolia</i>	
8. 小笠原固有 オガサワラグフ <i>Morus boninensis</i>	
9. 東海丘陵要素 シデコブシ <i>Magnolia stellata</i>	
10. 北海道と青森に遺存 エソクワミズザクラ <i>Padus racemosa</i>	
11. 北海道と長野に遺存 クロミサンザシ <i>Crataegus chlorosarca</i>	
12. 東海丘陵要素 ハナノキ <i>Acer pycnanthum</i>	
13. 北海道と東北・中部に遺存 クロビイタヤ <i>Acer miyabei</i>	
<a href="#">画面TOP^</a>	



ハナノキの分布

環境省レッドリストランク：絶滅危惧II類(VU)

主な希少化要因：土地開発による生育地、更新サイトの消失

### 種の特徴

ハナノキは、カエデ属ハナノキ節に属する雌雄異株の落葉高木で、胸高直径100cm、樹高25mを越えるものもある。日本固有の樹木である。ハナノキ節の仲間、第三紀の温暖期に北半球の高緯度地域にまで広く分布していたが、度重なる氷河期を耐えて生き残ったのは、北米に分布するレッドメープル (*Acer rubrum*) とシルバーメープル (*Acer saccharinum*) に加え、日本のハナノキの3種のみである。

北米の2種は北米東部に広く分布する普通種であるのに対し、ハナノキは長野・岐阜県境にまたがる恵那山を中心とする半径約50kmというごく限られた地域に、遺存的に分布する。東海丘陵要素と呼ばれる植物種群の一つである。東海丘陵地域から約120km北に位置する長野県大田市居谷里湿原には、隔離集団がある。

ハナノキは、東海丘陵地域では、通常、3月下旬～4月初旬にかけて展葉に先立って開花する。紅色の雌雄の花は、早春の里山を美しく彩る(写真1)。

種子は約1ヶ月半で成熟し、5月下旬に散布される。冷温帯に分布するカエデ属の樹種では、種子が秋に散布されるのに対して、ハナノキ節の3種は初夏に種子を落下させるのが特徴である。

ハナノキは、種子生産に豊凶はあるものの、毎年、比較的多くの雌雄花が開花し、孤立木以外では充実種子の生産も良好である。しかし、ハナノキの種子は散布時に休眠状態にあり、冷湿状態で3ヶ月以上経過しないと休眠が解除されない。このため、初夏に散布された後、翌春までは発芽せず、その間に、種子が死亡する危険性は秋散布種子より高い。特に、野ネズミ類による食害は、集団によっては致命的な影響を及ぼすことが指摘されており、初夏の種子散布は、実生の発生に不利な特性といえる。

ハナノキは、主に、ミズゴケ類が分布する湧水のある貧栄養の小湿地にシデコブシやハナノキなどととも生育する。このような湿地では、過湿条件下にあり根系が十分に発達しないため、風によって根返りする個体もある。



写真1. 早春を彩るハナノキの開花(岐阜県恵那市)

[画面TOP^](#)

衰退要因

ハナノキの主な生育地である阿智川や木曾川流域の低湿地は、住宅、工場、ゴルフ場建設など、近年、急激に土地開発の対象となり、これによって、多くのハナノキの生育地が消失し、集団の分断・孤立化、小集団化が進んでいる。現在、胸高直径5cm以上のハナノキが100個体を越える集団は長野県飯田市と岐阜県中津川市の2カ所のみであり、50個体に満たない集団が多い。

また、戦後の拡大造林により、ハナノキの生育地やその周囲にスギ、ヒノキなどが植林されている場合が多い。このような林分では、針葉樹の成長に伴って、林内の光環境が悪化し、更新サイトの適地が失われ、ハナノキの次世代確保が困難となっている。

天然記念物の保護制度が国によって制定された大正時代から、ハナノキは希少で保護すべき樹木として、関係者にはよく知られていたようである。現在、ハナノキ自生地の6カ所が、国による天然記念物として指定されている。さらに、県や市の記念物に指定されている自生地も多い。

しかし、保護措置のとられている指定地の全てが個体数が50個体に満たない小集団であり、ハナノキのみが保護の対象となり、自生地の保護・保全措置が十分になされていない事例も多い。その結果、こうした自生地においても、次世代を担う後継樹がほとんど見られないのが実状である。このような自生地では、成木の寿命とともにハナノキ集団が消滅する危険性すらある（写真2）。



写真2. 国指定天然記念物「釜戸ハナノキ自生地」  
(岐阜県瑞浪市) 更新稚樹が見られない。

画面TOPへ

## 保全のための課題と対策

自生地においてハナノキ集団を保全するためには、現存する集団を保護するのみならず、実生の発生、定着、成長が保証され、次世代を確保できる環境条件を整える必要がある。具体的には、次のような保全のための対処が必要である。

### ① 生育地の保全

現在、残っている局所集団をこれ以上失わないようにすることがまず望まれる。そのためには、現存する個体群を保全するばかりでなく、そうした集団が生育できる自生地の環境を保全することが重要である。

### ② 集団サイズの拡大

現在、ハナノキが生育していない周辺環境を含めて、より広範囲の環境を保全し、更新サイトを広げることで、集団サイズを拡大することが望まれる。これによって、近隣集団との遺伝的交流の復活も期待される。

### ③ 光環境の改善

生育地やその周辺が人工林の場合、これまで実生や稚樹が見られなかった場所でも、伐採により光環境が改善すると、実生が定着し、順調に成長するようになった（写真3）。受光伐は伐採率を上げるほど、その効果は高くなるが、急激な林冠の開放は、強風時の風倒被害を引き起こす危険も高くなる恐れがある。このため、受光伐は複数年に亘って実施するなど、慎重に行う必要がある。また、林床の光環境の改善は他の雑草木の繁茂も引き起こすため、下刈りなど適切な抑制策を講じる必要がある。

### ④ 苗木の由来に留意

ハナノキは、街路樹や庭木として植栽される場合も多い。自生地周辺にハナノキを植栽する場合、花粉や種子を通じた遺伝子の交流が引き起こされ、地域集団の遺伝的固有性が脅かされる恐れがある。このため、苗木の由来は同じ地域内に限るなど十分に注意する必要がある。また、アメリカハナノキの苗木が、ハナノキと区別しないで扱われる事も少なくない。外来種との交雑は、日本固有のハナノキに遺伝的かく乱を引き起こす深刻な問題であり、特に注意が必要である。

### ⑤ 地域における保全への理解と協働

ハナノキの生育地の多くは私有地にあり、保全に当たっては、土地所有者、地域住民、行政の保全への理解と協力、連携が必要不可欠である。



写真3. 開放下のミスゴケ上で更新したハナノキ実生

(金指あや子／森林遺伝研究領域、鈴木和次郎／森林植生研究領域)

画面TOP

## &lt;関連文献&gt;

- ・ Barnes VB, Saeki I and Kitazawa A (2004) Occurrence and landscape ecology of a rare disjunct maple species, *Acer pycnanthum*, and comparison with *Acer rubrum*. Environmental Reviews 12:163-196.
- ・ 平林国男、高橋秀男 (1969) ハナカエデの生態学的研究 (1) - 自生地における植物相と植生. 長野植研. 2:1-16.
- ・ 金指あや子 (2005) レッドリストの生き物たち14 : ハナノキ. 森林技術 761:34-35.
- ・ 金指あや子 (2008) 日本における希少樹種の現状. 生物科学59:130-134.
- ・ Ogata K (1965) A dendrological study of the Japanese Aceraceae, with special reference to the geographical distribution. Bull. Tokyo Univ. Forests 60:1-99.
- ・ Saeki I (2005a) Application of aerial survey for detecting a rare maple species and endangered wetland ecosystem. For. Ecol. Manage. 216:283-294.
- ・ Saeki I (2005b) Ecological occurrence of the endangered Japanese red maple, *Acer pycnanthum*: base line for ecosystem conservation. Landscape Ecol. Eng. 1:135-147.
- ・ Tanai T (1983) Revisions of Tertiary *Acer* from Asia. Jour. Fac. Sci., Hokkaido Univ. Ser. IV 20:291-390.
- ・ 鈴木和次郎 (2007) ハナノキの保全・生態学的特性と更新のための森林管理. 第54回日本生態学会大会.新潟
- ・ 鈴木和次郎(2008)絶滅危惧種ハナノキの憂鬱. 豊田市矢作川研究所月報Rio. 125:2-3.
- ・ Suzuki W and Kanazashi A (2011) Tree composition and stand structure in the habitats of a rare tree species, *Acer pycnanthum*, with special reference to the human impact. Bulletin of [FFPRI 419](#): 73-84.
- ・ 横井秀一・大洞智宏・金指あや子・鈴木和次郎 (2008) ハナノキ実生の発生・生存に対する受光伐の効果-受光伐後1年目における実生の発生と消長-. 中部森林研究56 : 1-4.
- ・ 菊地 賢 (2012) 春を告げる深紅色 (クリムソン・レーキ) ~希少種ハナノキの樹の上で~. 森林技術841: 36-37.
- ・ 菊地 賢 (2014) 後日譚・深紅の春~歴史と植物の関わりを知る~. 森林技術867: 28-29.
- ・ 金指あや子・菊地 賢・杉山正幸・石田 清・永光輝義・鈴木和次郎 (2014) 希少樹種ハナノキの岩屋堂自生地 (岐阜県中津川市千旦林) について-最大規模の個体群の成立とその保全-. 保全生態学研究19:139-149.
- ・ Kanazashi A, Nagamitsu T, and Suzuki W (2014) Seed dormancy and germination characteristics in relation to the regeneration of *Acer pycnanthum*, a vulnerable tree species in Japan. J For Res, [DOI 10.1007/s10310-014-0451-4](#).

## &lt;参考資料&gt;

[ハナノキ節の樹木とその分布](#)(pdf:189KB)

[ハナノキ自生地の現状](#)(pdf:183KB)

画面TOP



提出日 令和6年2月2日

## 「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 吉田 泰規

### 本旨・結論

- 1 候補地 A は盛土。
- 2 候補地 B のため池跡は盛土。
- 3 候補地 B の傾斜地は保全する。
- 4 ただし、活用できるところが他にないのかももう一度検討すべきである。

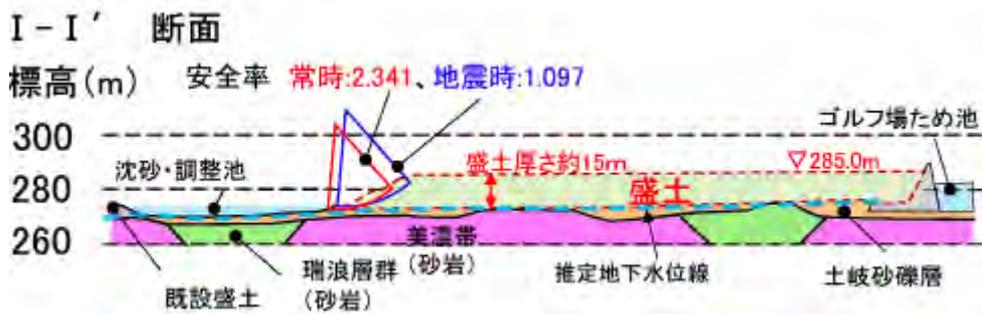
**意見の根拠、理由など** ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1.
  - 鈴木委員と同様の意見で JR 東海さんがほぼ所有している土地であるので、やむを得ないと考えています。

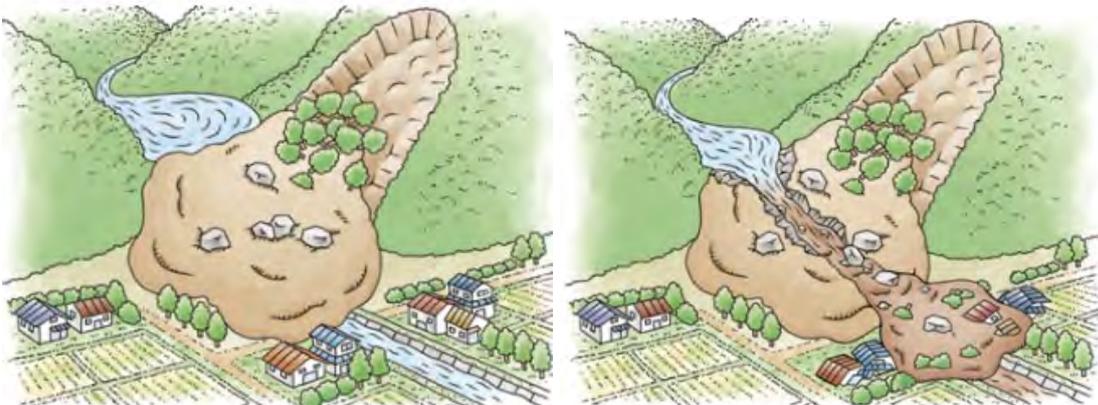
2.

- ゴルフ場の堰堤は「平常時」、「洪水時」のケースでの安定は確認されているが、「地震時」に関する規定はないため安定計算は実施されていない。
- フォーラムでは堰堤の崩落により土石流となる恐れを心配する声もあった。(JR 東海さんは安全と回答している)
- 現地視察で確認した記憶では、溜池跡は排出口が狭く、堤防も一部しか取壊しされていなかったと思われる。また、渇水期であるにもかかわらず、それなりの流量の水が流れていた。そのため、地震時に斜面崩落があると河道閉塞となる恐れもある。
- 候補地 B ため池跡は、盛土としては安定する形と思われる。盛土したほうが、ゴルフ場の堰堤の崩落の恐れはないし、河道閉塞の恐れもなくなる。環境影響も大きな問題であるが、ため池部を盛土した方が下流住民の心配事、人命への影響を減らすと史料。

#### ■候補地 B ため池部断面



#### ■河道閉塞



3.

- ホットスポットであり、また、要対策土 22 万m<sup>3</sup>(現在予測)の盛土が外部に持ち出すということであれば、候補地 B の斜面部の盛土は必要ないと思われる。
- 盛土場が足りないのであれば、新庁舎などの公共施設の新設・拡張や既存工業団地の拡幅、可児御嵩 IC 工業団地の御嵩側の追加、ゴルフ場等町産業の駐車場整備等に転用できないかもう一度本気で検討・意見徴収した方がよい。
- 転用する場合、①時期の問題。②岩質の問題。③転圧・運搬の問題は考えられるので、調整は必要である。
- ①は、計画さえ立てば、あとは土砂の仮置きでも対応できる可能性がある。②の問題は、転用希望箇所の設計条件により、対応できる岩なのか JR 東海さんが持っている土質定数にて確認する必要がある。③は、JR 東海さんが、運搬・転圧等をどこまで行ってもらえるかを調整する必要がある。土捨て場という位置づけであれば、同じ民間企業である NEXCO 中日本は、運搬・転圧までしてくれる。